

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

岩手県人事委員会





人委職第160号  
令和6年10月18日

岩手県議会議長 工藤 大輔 様  
岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県人事委員会  
委員長 渡辺 正和

職員の給与等に関する報告及び勧告について  
地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

# 目 次

<b>別紙第1 報告</b>	.....	1
I はじめに	.....	1
II 職員の給与に関する事項	.....	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	.....	1
(1) 職員の給与等の状況	.....	1
(2) 民間給与の状況	.....	5
(3) 物価及び生計費	.....	7
2 職員の給与水準	.....	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	.....	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	.....	9
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	.....	9
4 本年の給与改定	.....	11
(1) 紙料表	.....	11
(2) 初任給調整手当	.....	11
(3) 期末手当及び勤勉手当	.....	11
(4) 寒冷地手当	.....	12
5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)	.....	13
(1) 人事院における考え方	.....	13
(2) 本委員会における措置内容	.....	13
III 公務運営に関する事項	.....	16
1 人材の確保及び育成	.....	16
(1) 有為な人材の確保	.....	16
(2) 人材育成	.....	18
2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備	.....	20
(1) 柔軟な働き方の推進	.....	20
(2) 仕事と生活の両立支援	.....	21
(3) 長時間勤務の解消等	.....	23
(4) ハラスメント防止対策	.....	26
(5) 心身の健康管理	.....	27
IV おわりに	.....	29
<b>別紙第2 勧告</b>	.....	30
<b>附属資料</b>		

# 報 告

## I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

## II 職員の給与に関する事項

### 1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与について、その実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給与等の状況

「令和6年職員給与実態調査」によると、本年4月1日現在における職員の給与等は、次のとおりとなっている。

##### ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,091人であり、昨年に比べ456人（2.8%）の減少となっている。  
給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で233人の減少となっている。

**給　料　表　別　職　員　数**

区分	令和6年 4月	令和5年 4月	比較 増減	区分	令和6年 4月	令和5年 4月	比較 増減
全 給 料 表	16,091人	16,547人	△456人	研究職給料表	181人	184人	△3人
行政職給料表	4,565	4,658	△93	医療職給料表(1)	21	25	△4
公安職給料表	2,062	2,071	△9	医療職給料表(2)	105	117	△12
教育職給料表(1)	3,010	3,112	△102	医療職給料表(3)	98	98	0
教育職給料表(2)	6,049	6,282	△233				

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員（定年前再任用短時間勤務職員）、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（暫定再任用職員）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定に基づき採用された職員（任期付職員）は、含めていない（以下同じ。）。

2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、同項により給料月額が決定される職員は、含めていない（以下同じ。）。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあっては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている（以下同じ。）。

次に、職員の平均年齢は42.7歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっています。給料表別にみれば、医療職給料表(1)適用者の47.8歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.5歳が最も低くなっています。

**給　料　表　別　平　均　年　齢**

区分	令和6年 4月	令和5年 4月	比較 増減	区分	令和6年 4月	令和5年 4月	比較 増減
全 給 料 表	42.7歳	42.8歳	△0.1歳	研究職給料表	44.1歳	43.9歳	0.2歳
行政職給料表	40.7	40.7	0	医療職給料表(1)	47.8	44.6	3.2
公安職給料表	37.5	37.6	△0.1	医療職給料表(2)	43.2	43.0	0.2
教育職給料表(1)	45.1	45.1	0	医療職給料表(3)	38.8	39.3	△0.5
教育職給料表(2)	44.7	45.1	△0.4				

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,128人と最も多く、次いで50歳から54歳までの2,976人となっている。

#### 年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区分	令和6年4月		令和5年4月		比較増減	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
計	16,091人	100.0%	16,547人	100.0%	△456人	-%
19歳以下	93	0.6	93	0.6	0	0.0
20歳～24歳	1,182	7.4	1,245	7.5	△63	△0.1
25歳～29歳	1,886	11.7	1,886	11.4	0	0.3
30歳～34歳	1,691	10.5	1,635	9.9	56	0.6
35歳～39歳	1,341	8.3	1,316	8.0	25	0.3
40歳～44歳	1,638	10.2	1,755	10.6	△117	△0.4
45歳～49歳	2,156	13.4	2,278	13.8	△122	△0.4
50歳～54歳	2,976	18.5	3,157	19.1	△181	△0.6
55歳以上	3,128	19.4	3,182	19.2	△54	0.2

#### イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は388,891円であり、昨年に比べ1,967円（0.5%）の増加となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は350,965円であり、昨年に比べ3,429円（1.0%）の増加となっている。

#### 給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区分	令和6年4月(A)	令和5年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	388,891円	386,924円	1,967円	0.5%
行 政 職 給 料 表	350,965	347,536	3,429	1.0
公 安 職 給 料 表	356,188	352,016	4,172	1.2
教 育 職 給 料 表(1)	421,496	418,469	3,027	0.7
教 育 職 給 料 表(2)	412,088	411,437	651	0.2
研 究 職 給 料 表	389,483	388,425	1,058	0.3
医 療 職 給 料 表(1)	833,562	832,149	1,413	0.2
医 療 職 給 料 表(2)	371,721	368,542	3,179	0.9
医 療 職 給 料 表(3)	332,986	329,845	3,141	1.0

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

## ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は20.8年で、昨年に比べ0.2年短くなっています。給料表別にみれば、医療職給料表(1)適用者の22.8年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.3年が最も短くなっています。

給 料 表 別 平 均 経 験 年 数

区分	令和6年 4月	令和5年 4月	比較 増減	区分	令和6年 4月	令和5年 4月	比較 増減
全 紹 料 表	20.8年	21.0年	△0.2年	研究職給料表	21.3年	21.1年	0.2年
行政職給料表	19.8	19.8	0	医療職給料表(1)	22.8	19.6	3.2
公安職給料表	16.9	17.0	△0.1	医療職給料表(2)	20.0	20.0	0.0
教育職給料表(1)	22.5	22.4	0.1	医療職給料表(3)	16.3	16.7	△0.4
教育職給料表(2)	22.2	22.6	△0.4				

## エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性57.6%、女性42.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.6ポイントの増加となっています。

給 料 表 別 性 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区分	令和6年4月				令和5年4月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比						
全 紹 料 表	人 9,266	% 57.6	人 6,825	% 42.4	人 9,628	% 58.2	人 6,919	% 41.8	人 △362	% △0.6	人 △94	% 0.6
行政職給料表	人 3,015	% 66.0	人 1,550	% 34.0	人 3,113	% 66.8	人 1,545	% 33.2	人 △98	% △0.8	人 5	% 0.8
公安職給料表	人 1,820	% 88.3	人 242	% 11.7	人 1,839	% 88.8	人 232	% 11.2	人 △19	% △0.5	人 10	% 0.5
教育職給料表(1)	人 1,632	% 54.2	人 1,378	% 45.8	人 1,727	% 55.5	人 1,385	% 44.5	人 △95	% △1.3	人 △7	% 1.3
教育職給料表(2)	人 2,595	% 42.9	人 3,454	% 57.1	人 2,725	% 43.4	人 3,557	% 56.6	人 △130	% △0.5	人 △103	% 0.5
研究職給料表	人 127	% 70.2	人 54	% 29.8	人 136	% 73.9	人 48	% 26.1	人 △9	% △3.7	人 6	% 3.7
医療職給料表(1)	人 17	% 81.0	人 4	% 19.0	人 20	% 80.0	人 5	% 20.0	人 △3	% 1.0	人 △1	% △1.0
医療職給料表(2)	人 50	% 47.6	人 55	% 52.4	人 59	% 50.4	人 58	% 49.6	人 △9	% △2.8	人 △3	% 2.8
医療職給料表(3)	人 10	% 10.2	人 88	% 89.8	人 9	% 9.2	人 89	% 90.8	人 1	% 1.0	人 △1	% △1.0

## オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中學卒0.0%（0.01%）であり、大学卒、短大卒及び高校卒において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比は同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学歴別構成及び平均修学年数

区分	令和6年4月		令和5年4月		比較増減	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
大学卒	12,450人	77.4%	12,807人	77.4%	△357人	0.0%
短大卒	706	4.4	730	4.4	△24	0.0
高校卒	2,934	18.2	3,009	18.2	△75	0.0
中學卒	1	0.0	1	0.0	0	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

## （2）民間給与の状況

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所519（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した146の事業所を対象に、「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の3,094人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、84.9%と非常に高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

### 【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

## ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で12.6%（昨年17.7%）、高校卒で16.5%（同13.6%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で48.7%（同49.7%）、高校卒で78.5%（同52.6%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で209,672円（同192,953円）、高校卒で169,087円（同166,722円）となっている。

（附属資料 第18表及び第19表 参照）

## イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で63.0%（昨年49.8%）、課長級では58.7%（同40.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で6.0%（同7.8%）、課長級では6.1%（同11.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で83.8%（同82.5%）、課長級では82.0%（同70.6%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で39.1%（同28.0%）、課長級では40.5%（同22.0%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で2.4%（同5.4%）、課長級で2.7%（同5.5%）となっている。

### 給 与 改 定 の 状 況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	63.0%	6.0%	0.0%	30.9%
課 長 級	58.7%	6.1%	0.0%	35.2%

（注）ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

### 定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし		
係 員	83.8%	83.8%	39.1%	2.4%	42.3%	0.0%
課 長 級	82.0%	82.0%	40.5%	2.7%	38.9%	0.0%

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

### (3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市で3.1%、全国で2.5%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ125,120円、150,770円及び176,430円となっている。

(附属資料 第23表及び第24表 参照)

## 2 職員の給与水準

### (1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

#### ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較したところ、その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,958円（3.11%）下回っている。

### 職員給与と民間給与との較差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
363,635円	352,677円	10,958円	3.11%

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

#### 【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額(A)と、実際に支給されている職員給与の支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額(IIの1の(1)のイ)及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額(IIの2の(1)のイ)とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

#### イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.59月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数(4.50月分)が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っている。

#### 民 間 に お け る 特 別 給 の 支 給 状 況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期(A1)	339,466円
	上半期(A2)	353,949円
特別給の支給額	下半期(B1)	809,058円
	上半期(B2)	782,711円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.38月分
	上半期(B2/A2)	2.21月分
	計	4.59月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

## (2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和5年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.5となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

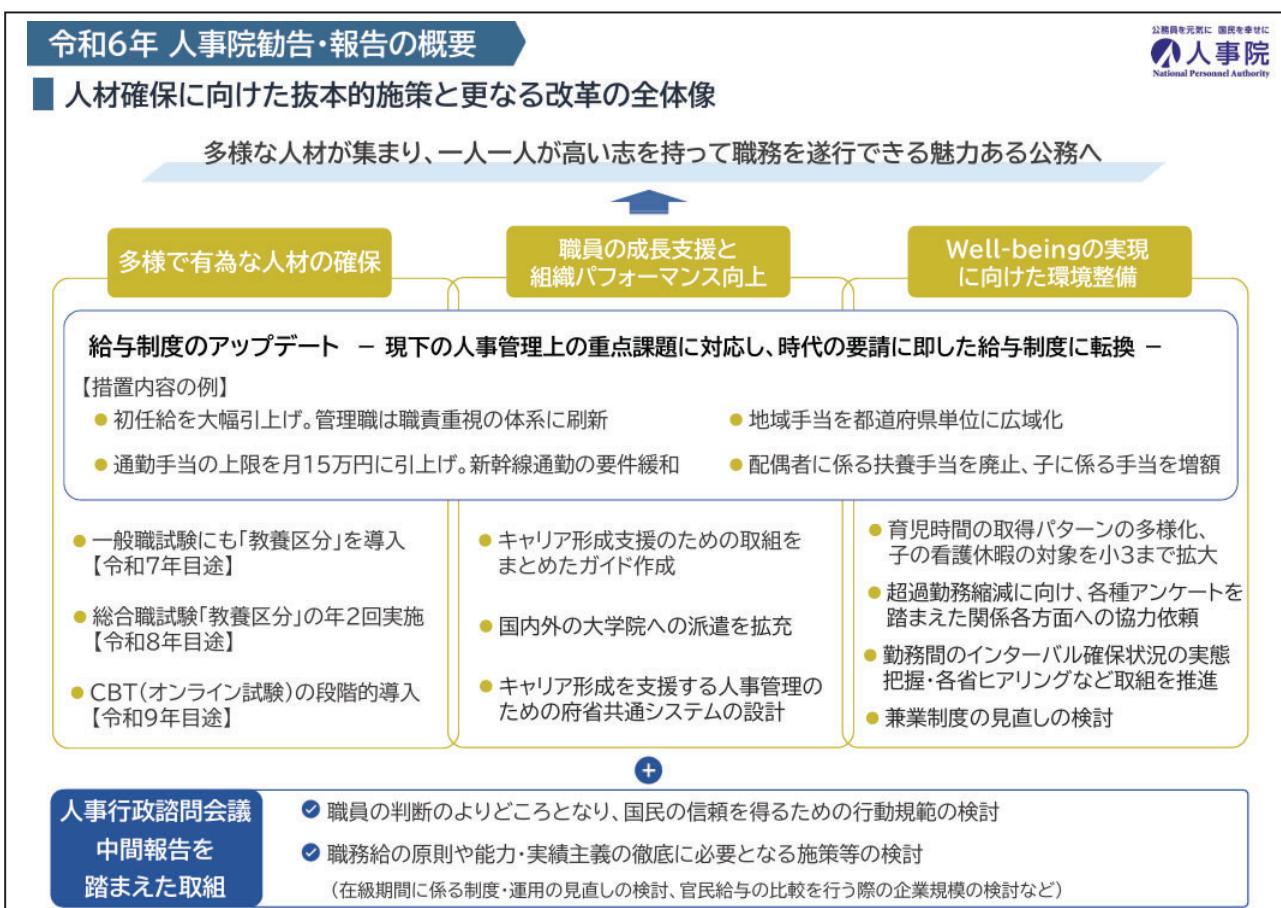
区分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.5	100.0	99.6	96.8～100.2

(注) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、令和5年4月1日現在の総務省公表値である（令和6年4月の指数は未公表）。

## 3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。



## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### ■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

#### 月例給

[ 本年4月分の民間給与を調査して官民比較 ] 【令和6年4月実施】

##### ✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])  
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

#### ボーナス

[ 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 ] 【令和6年4月実施】

##### ✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

#### 寒冷地手当

[手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施]

##### ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### ■ 給与制度のアップデート(勧告)

【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

##### ✓ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

#### 俸給

初任給・若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

#### 地域手当

都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)  
異動保障を3年間に延長

#### 通勤手当等

支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

#### 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

#### ボーナス

成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

#### その他手当

管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大

再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

### ■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出)

【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

##### ✓ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

## 4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

### (1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を11,183円（2.76%）下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2の(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を10,958円（3.11%）下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

### (2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

### (3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.50月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.59月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与面での処遇を推進するため、勤勉手當に0.10月分を配分する。

なお、支給期への配分については、本年度は12月期に配分し、令和7年度以降は、6月期及び12月期に均等になるよう配分する。

定年前再任用短時間勤務職員については、支給月数を0.05月分引き上げ、2.40月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分し、支給期への配分については職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、3.45月分とすることが適当である。任期付研究員の支給期への配分については、職員と同様とする。特定任期付職員の支給期への配分については、本年度は職員と同様とし、令和7年度以降は5の(2)の力の(イ)に記載のとおりとする。

#### (4) 寒冷地手当

人事院においては、民間の同種手当の支給額が、公務を11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げるとともに、平成27年の見直しから9年が経過したことから、新たな気象データ（1991年から2020年までの30年平均値を用いた「メッシュ平年値2020」）を、地域の区分の指定基準に当てはめ、支給地域を改定するよう勧告を行った。

本県においても、人事院勧告に準じて、支給月額及び支給地域の改定を行うことが適当である。

なお、支給地域の改定に伴い、支給地域に該当しないこととなる地域については、これまでの受給者に与える影響を考慮した所要の経過措置等を講ずることが適当である。

また、支給月額の改定は本年度から、その他の改定は令和7年4月から実施することが適当である。

## 5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

### (1) 人事院における考え方

人事院においては、公務員人事管理をめぐる重点課題（①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備）に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として、次の6点を主眼に包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

#### ア 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、給与面での競争力を更に高めることができるよう、初任給を始めとする若年層の給与水準を引上げ

#### イ 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

民間企業における職務や職責に応じた処遇を重視する傾向を踏まえ、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した俸給体系に見直し

#### ウ 能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

勤務成績を適切に反映できるよう、昇給やボーナスを見直し

#### エ 地域における民間給与水準の反映

地域をまたぐ異動の円滑化等に資するよう、地域手当を見直し

#### オ 採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

採用や人員配置の円滑化に資するよう、通勤手当や単身赴任手当等を見直し

#### カ その他環境の変化への対応

家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても、官民の状況の変化を踏まえ、扶養手当を見直し

### (2) 本委員会における措置内容

本委員会では、昨年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「報告」という。）において、有為な人材の確保等のため、給与制度のアップデートを踏まえた見直しの必要性について言及したところである。

人事院が掲げる人事管理上の重点課題は、本県においても共通するものであり、国と同様に時代の要請に即した給与制度に転換を図っていく必要があることから、本県の実情を踏まえながら、給与制度のアップデートの内容に準じ、見直すことが適当である。

## ア 納入表

### (ア) 行政職給料表

行政職給料表（1級・2級）については、採用市場における給与面での競争力を向上させるため、初任給を始め、若年層が在職する号給に特に重点を置いて引き上げることが適当である。

行政職給料表（3級～7級）については、各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げることが適当である。

行政職給料表（8級～10級）については、各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消し、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとすることが適当である。また、現行の号給を大くり化して各級を給料月額の刻みの大きい号給構成とし、昇給制度について、成績優秀者のみに大きな給与上昇を確保する仕組みに見直すことが適当である。

### (イ) 行政職給料表以外の給料表

任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。この場合、前記行政職給料表（8級～10級）の措置の対象となる給料表及び職務の級は、次のとおりとする。

給料表	職務の級
公安職給料表	9級
研究職給料表	5級
医療職給料表(1)	4級

## イ 地域手当

人事院勧告に準じて、級地区分及び支給割合を見直すとともに、所要の経過措置を講ずることが適当である。

## ウ 扶養手当

国と同様、本県においても、配偶者に手当を支給する民間事業所の割合や、配偶者を扶養親族とする本県職員の割合が減少傾向にあるなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等が認められることに加え、少子化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引き上げることが適当である。

なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、各年度の具体的な手当額は、次のとおりとする。

扶養親族		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 以降
配偶者	行政職給料表7級以下		6,500円	3,000円	(支給しない)
	行政職給料表8級		3,500円	(支給しない)	(支給しない)
子			10,000円	11,500円	13,000円

(注) 「行政職給料表 7 級以下」及び「行政職給料表 8 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

## エ 通勤手当

広大な県土を有する本県の実情や職員の通勤実態等を踏まえ、新幹線鉄道等の利用に係る特別急行料金及び高速自動車国道の利用に係る料金を含む通勤手当の支給限度額を、1か月当たり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で全額を支給するとともに、新幹線鉄道等又は高速自動車国道の利用により通勤時間が片道30分以上短縮されることを求める要件を廃止することが適当である。

## オ 管理職員特別勤務手当

管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、超過勤務手当が支給されない管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給される手当の対象時間帯を午後10時から午前5時までとすることが適当である。

また、特定任期付職員及び任期付研究員（招へい型）に対し、平日深夜に係る手当を支給することが適当である。

## カ 特別給（ボーナス）

### （ア） 勤勉手当の成績率

人事院は、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、勤勉手当の成績率の上限を引き上げるとともに、各府省の実情に応じてより柔軟に最上位の成績区分の適用者を決定することとする報告を行った。

本県においても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、任命権者の実情に応じ、職員の能力・実績をより適切に給与に反映できる勤勉手当制度の在り方について検討を行う必要がある。

### （イ） 特定任期付職員の勤勉手当

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することが適当である。

## キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

地域手当（医療職給料表(1)が適用される職員に限る。）、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することが適当である。

### III 公務運営に関する事項

#### 1 人材の確保及び育成

##### (1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展など、本県を取り巻く環境が大きく変化している中、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応しながら、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求することができる人材を安定的に確保し、育成していく必要がある。

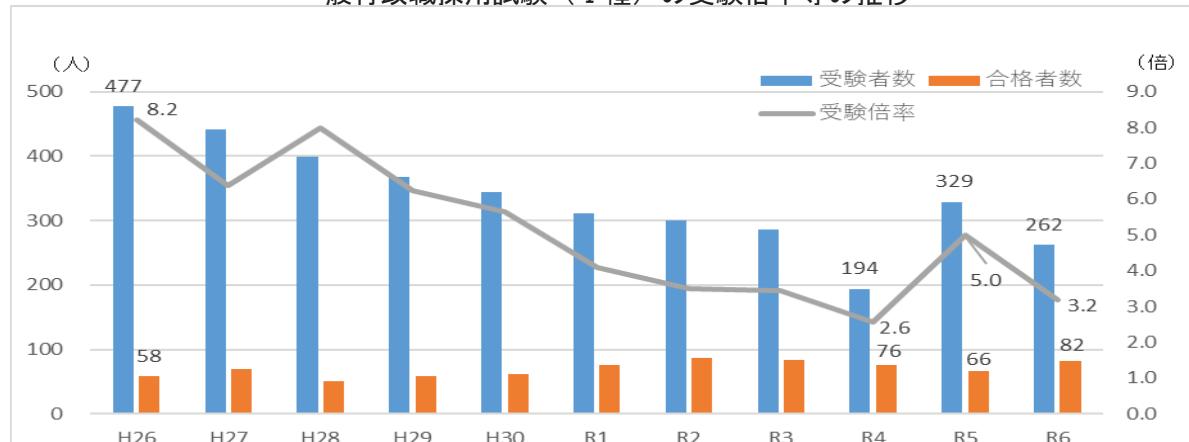
一方で、近年、少子化の影響による受験年齢層の人口減少に加え、国や他の地方公共団体、民間企業等との間で人材獲得競争が激化しており、本県の人材確保は非常に厳しい状況にある。特に、専門職においては、採用予定者数を確保できない職種もあるなど、このような状況が継続すると、県行政の運営にも支障をきたすことが強く懸念される。

人事院においては、国家公務員の人材確保が危機的な状況にあることを踏まえ、本年の「職員の給与に関する報告」において、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面での取組が不可欠であるとして、給与制度のアップデートを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

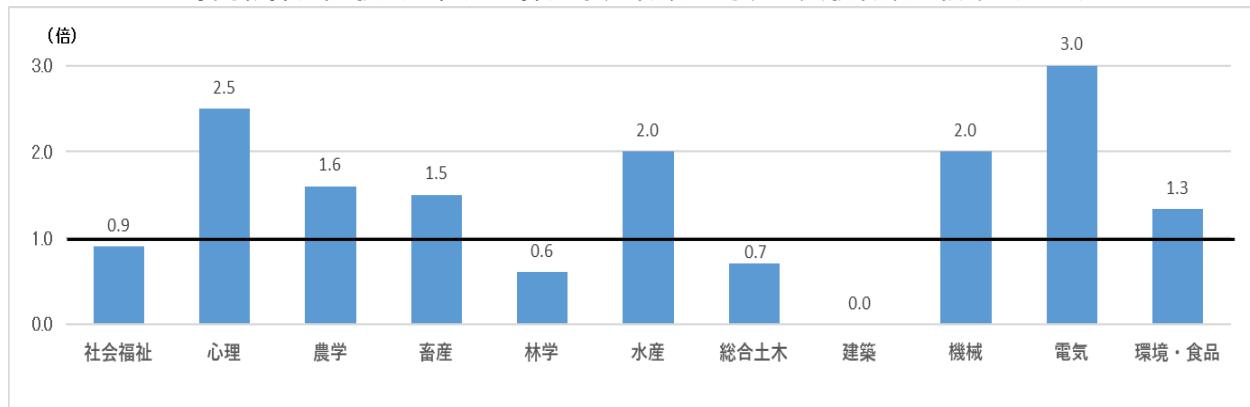
この中で、人材確保を支える給与処遇を実現するためには、潜在的志望者層にも訴求し得る給与制度とする必要があるとして、採用市場における競争力を向上させるための若年層の給与水準の引上げ、係長以上の俸給水準の底上げによる早期昇格者や民間等からの採用者の処遇改善、ボーナスにおける実績反映の拡大による優秀者の年収増加、採用における多様なニーズに適応した手当支給の拡大などの措置を講ずることとしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、多様で有為な人材を確保していくためには、更なる試験制度の見直しや情報発信の充実強化、働きやすい勤務環境の整備などの取組に加え、給与制度のアップデートを踏まえた処遇の改善を図っていく必要がある。

一般行政職採用試験（I種）の受験倍率等の推移



### 専門職採用試験（I種）の採用予定者数に対する受験者数の倍率（R6）



#### (任命権者の取組)

任命権者においては、インターンシップやOB・OG訪問の受入れ、大学訪問に加え、県の施設見学と合わせた業務説明会等を行っているほか、都道府県等での行政経験を有する者を対象とした選考試験を実施するなど、専門職等の人材確保に努めている。

また、SNS等を活用した広報活動による志望者の掘り起こし、採用内定者ガイドンスの開催や定期的な情報発信等による合格者の辞退防止などにも取り組んでいるところである。

#### (任命権者への要請)

任命権者においては、各種説明会やインターンシップの機会等を通じて、公務職場の魅力や県職員の業務のやりがいをこれまで以上にアピールすることにより、学生等の志望意欲を喚起していくことが重要であり、引き続き、本委員会と連携を密にしながら、志望者のニーズに即した情報発信に一層努めていく必要がある。

また、長時間勤務の解消や休暇の取得促進による働き方改革の推進、仕事と育児・介護等の両立支援などの取組を進め、働きやすい職場環境の整備を一層推進することにより、公務職場の魅力を高めていくことも重要である。

併せて、今般の給与制度のアップデートや、激しさを増している国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争の状況等を踏まえ、公務を取り巻く環境の変化に応じた待遇の改善についても検討する必要がある。

障がい者の採用については、任命権者において、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を行っているところであるが、引き続き、積極的な採用を進めるとともに、障がいのある職員が、障がいの内容や程度に応じて能力を発揮できるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等に取り組む必要がある。

#### (人事委員会の対応)

本委員会においては、これまで受験者の確保に向け、公務員志望者だけでなく、民間企業等との併願者や社会人経験者を対象とした試験（I種試験（アピール試験型））の新設や、民間企業の採用活動の早期化に対応した先行試験の実施に加え、オ

ンライン等による業務説明会の開催や、SNS等を活用した情報発信などの取組を行ってきた。

さらに、今年度からは、I種試験（アピール試験型）の対象職種を拡大し、受験要件の上限年齢を引き上げるとともに、II種試験及びIII種試験に勤務地を沿岸・県北地域に限定した事務職の職種区分を、III種試験に建築職の職種区分を追加したほか、警察官試験の日程を前倒し、試験回数を増やすなど、更なる見直しを図ったところである。

こうした取組により、一般行政職や警察官、一部の専門職では、受験者が増加するなど、一定の効果が見られたところである。

今後も、これまでの取組の効果検証を行いながら、更なる試験制度の見直しに向けた検討を継続していくとともに、受験者の大多数が情報収集の手段としているホームページの一層の充実や、より効果的な説明会への見直し等により、公務の魅力発信の強化を図り、受験者の確保につなげていく。

また、専門職の人材確保については、任命権者と連携し、各種説明会等において、県職員の業務内容や魅力に加え、将来のキャリアについてもイメージできるよう、これまで以上にきめ細かく丁寧な説明を行うなど、より一層取組を強化していく。

加えて、採用市場における競争力の向上を図り、潜在志望者層にも訴求し得るよう、給与制度のアップデート等を踏まえ、処遇の改善についても検討を進めていく。

障がい者の採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳や点字試験の実施等の障がいの特性を踏まえた配慮を行っているところであり、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

## (2) 人材育成

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な個性や価値観を持った職員が互いを認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できるよう、職員の意識改革と能力向上に取り組んでいくことが重要である。

職員の育成にあたっては、働き方のニーズやライフスタイルが多様化している中、異なるバックグラウンドやキャリア意識を持つ職員一人ひとりの職位やキャリア形成に応じ、計画的かつ体系的に推進する必要がある。

加えて、職員の資質や能力の向上を図るために、管理職員のマネジメント能力向上の取組等を一層進めるとともに、職員の自律的・主体的なキャリア形成を支援していくことも重要である。

### (任命権者の取組)

任命権者においては、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンに掲げる目指す職員像である「地域の課題解決に向け、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員」の育成に向け、研修体系の整備や研修内容の充実などに取り組んでいる。

### (任命権者への要請)

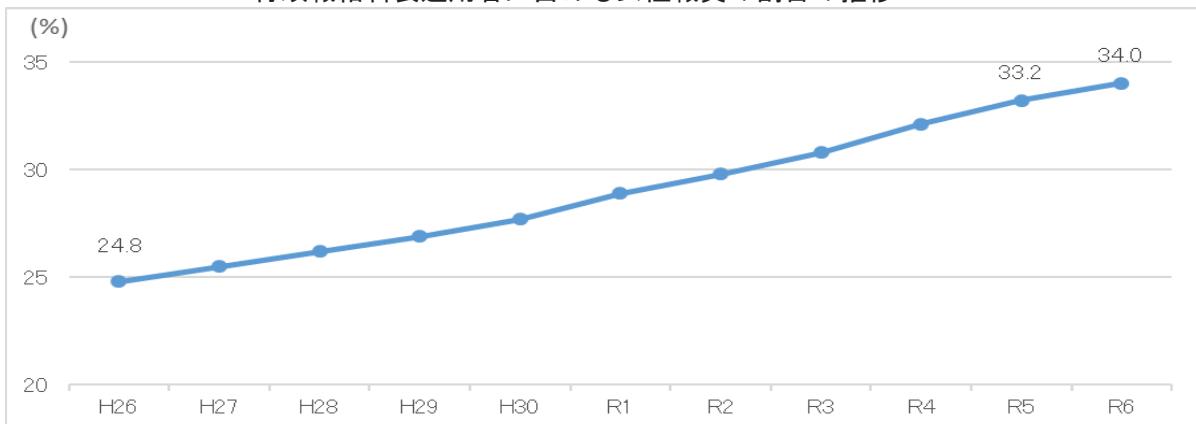
任命権者においては、若年層から高齢層までの全ての職員が、その能力・経験を十分に発揮できるよう、職位に応じた階層別研修等の各種研修を充実させるとともに、職員が自らの希望に応じて主体的に学び、スキルアップを図ることができる環境を整備する必要がある。

また、定年年齢の引上げに伴い、高齢層職員がこれまで培ってきた知識や経験、専門性を十分発揮できる環境の整備も必要である。

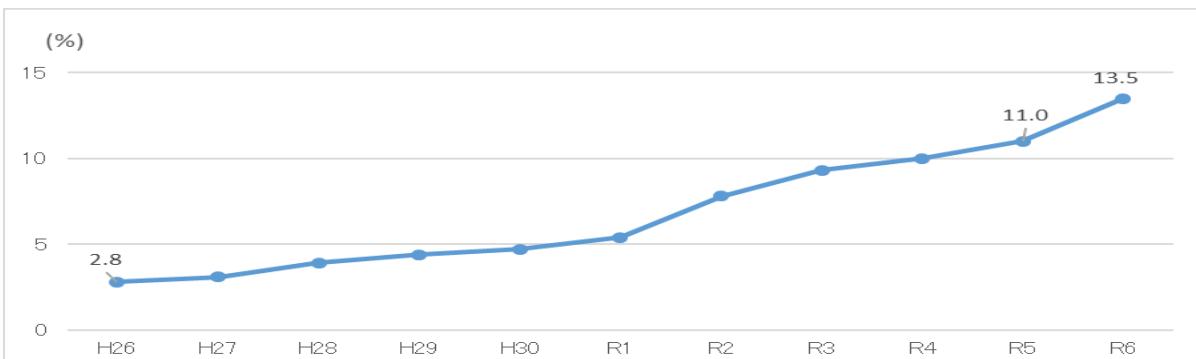
女性職員の活躍推進については、今年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は34.0%、管理職員に占める女性職員の割合も13.5%と増加傾向にある。引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組を進めていく必要がある。

併せて、女性リーダーの養成やキャリア形成等に関する研修の充実、ジョブローテーションによる段階的な能力向上などを通じ、女性活躍に向けた職場環境づくりにも継続して取り組む必要がある。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移



行政職給料表適用者のうち管理職員（総括課長級以上）に占める女性職員の割合の推移



## 2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備

本県においては、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期行政経営プランに基づき、出産・育児・介護などの生活の状況や、組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、高いパフォーマンスを發揮し続けることを目指し、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現に向けて取り組んでいる。

職員が心身の健康を維持し、仕事と生活の調和を図ることにより、幸福を感じながら、意欲を持って職務を遂行していくためには、個々の職員の希望や事情に応じた柔軟な働き方の実現や、両立支援、長時間勤務の解消、ハラスマント対策、職員の健康管理に関する課題の解消等の取組を重点的に進め、良好な勤務環境の整備を、より一層推進していく必要がある。

### （1）柔軟な働き方の推進

柔軟な働き方の推進に当たっては、個々の職員のライフスタイルや仕事に対する価値観が多様化する中、多様な人材を活かし、それぞれの職員が活躍できる環境を整えることが重要である。

特に、フレックスタイム制や在宅勤務制度等による柔軟な働き方は、仕事と生活の調和の実現や業務の効率化につながるとともに、職場の魅力を高め、柔軟な働き方への関心が高い世代のニーズにも合致することから、多様で有為な人材の確保にも資するものである。

また、勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の保持に不可欠であり、仕事と生活の調和を図る上でも重要である。

#### （制度の導入状況及び任命権者の取組等）

##### ア フレックスタイム制

本県においては、本委員会が令和2年の報告において、柔軟な働き方に対応した職場環境の整備の必要性について言及したことを踏まえ、子の養育又は配偶者、父母等の介護をする職員等を対象としたフレックスタイム制を令和4年1月から実施している。

加えて、知事部局においては、本年1月から、単身赴任者等を対象に追加した試行を実施しているところである。

##### イ 在宅勤務制度

本県においては、令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした在宅勤務制度を導入し、同年5月からは、職員の多様な働き方を推進するため、子育てや介護等との両立を図る職員に対象を拡大して実施している。

加えて、知事部局及び教育委員会においては、本年6月から、職員の通勤時間の短縮や通勤による心身の負担の軽減、業務の効率化等により、仕事と生活の調和に資することから、公務の運営に当たって支障がないと認められる場合に、子育てや介護等を行う職員に限定せず、対象を拡大して実施しているところである。

#### ウ 勤務間インターバル制度

国において、本年4月から、各省各庁の長に対して勤務間のインターバル確保に係る努力義務を課したことを受け、知事部局においては、本年6月から、時差出勤等の既存制度を活用した11時間の勤務間インターバル制度の試行を開始したところである。

##### (任命権者への要請)

フレックスタイム制について、国においては、平成28年から一般職員に対象を拡大しており、令和5年4月から制度の柔軟化を図ったほか、この柔軟化の効果が十分に発揮され、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるよう、令和7年4月から選択的週休3日の対象職員を一般職員に拡大する等の更なる制度の柔軟化を図ることとしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、フレックスタイム制の拡充が仕事と生活の調和や、公務能率の向上に資するほか、多様で有為な人材の確保にもつながることから、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、各任命権者の実情に応じ、制度の更なる拡充を図る必要がある。

また、在宅勤務制度や勤務間インターバル制度についても、課題の検証等を行なながら、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、制度の導入や改善、拡充の必要性等を検討していく必要がある。

##### (人事委員会の対応)

本委員会としても、引き続き、国及び他の都道府県の取組等について調査・研究を進めるとともに、任命権者とも意見交換を行いながら、より柔軟な働き方の在り方にについて検討していく。

## (2) 仕事と生活の両立支援

両立支援の推進については、仕事と育児・介護の両立を図ることができるよう、休暇制度等の整備・拡充と併せて、休暇を取得しやすい職場環境の整備等にも取り組んできたところである。

人事院においては、本年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年法律第42号。以下「民間育児・介護休業法等の一部改正法」という。）の内容も踏まえ、育児時間の取得パターンの多様化等、超過勤務の免除の対象

となる子の範囲の拡大、子等の看護休暇の見直しなどによる、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしている。

本県においても、民間育児・介護休業法等の一部改正法や、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、育児や介護等の事情を有する職員が安心して働き続けることができる勤務環境の整備を進めていく必要がある。

#### (任命権者の取組)

任命権者においては、復職面談シートの作成、育児に関する制度等の情報の集約化、所属長向けのQ&Aの作成、外部講師による父親を対象としたセミナーの開催等により、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んできたところである。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率は、任命権者により差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇しており、特に、知事部局等においては、令和5年度 97.4%と取得率 100%に近づいている。

また、育児休業の取得促進に加え、職員が働きながら個々の事情に応じたライフスタイルとの両立ができるよう、フレックスタイム制や在宅勤務制度の対象者を拡大するなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備も進めてきたところである。

#### (任命権者への要請)

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」においては、男性地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の育児休業取得率に係る政府目標として、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%することとされていることから、取得率の向上と併せ、職員が希望どおりの期間を取得できるよう、継続した取組が必要である。

なお、同戦略において、警察部門、教育委員会等の取得率については、1週間以上等の取得期間の目標は設定されていないが、令和7年までに50%、令和12年までに85%とすることとされていることから、特に、教育委員会においては、目標の達成に向け、取組を一層強化する必要がある。

また、民間育児・介護休業法等の一部改正法の内容や、国の取扱い等を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置を検討していく必要がある。

加えて、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう、両立支援制度の周知や利用しやすい環境の整備に、引き続き取り組む必要がある。

#### (人事委員会の対応)

本委員会においても、職員の希望や事情に応じた勤務を可能とすることにより、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むことができるよう、民

間育児・介護休業法等の一部改正法や、国及び他の都道府県の取組等を踏まえ、仕事と生活の両立支援をより一層推進していく。

男女別の育児休業の取得率の推移

(単位：%)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	男性	女性								
知事部局等	16.7	100.0	36.8	100.0	46.8	100.0	78.8	100.0	97.4	100.0
教育委員会	2.9	100.0	5.1	100.0	6.5	100.0	12.3	100.0	24.8	100.0
警察本部	—	100.0	5.4	100.0	18.8	100.0	77.6	100.0	77.9	100.0

(注) 1 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表資料から引用した。

- 2 「知事部局等」とは教育委員会及び警察本部以外の任命権者の合計値、「教育委員会」は事務局職員を除く数値、「警察本部」は一般職員を除く警察官の数値である。
- 3 「知事部局等」の令和4年度以降の取得率は、総務省による勤務条件等調査と同様に算出した割合であり、令和3年度までの集計方法と異なるものである。

### (3) 長時間勤務の解消等

職員が高い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮することにより、幸福を実感できるようにするために、更なる働き方改革を推進し、業務量の削減や業務の効率化を図ることにより、総労働時間を削減する必要がある。そのためには、長時間勤務の解消とともに、休暇の取得促進や業務の効率化についても推進していく必要がある。

また、人事院においては、適切な勤務間のインターバルにより睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求する上でも重要であり、そのためには、長時間勤務を減らしていく必要があるとしている。こうした趣旨からも、長時間勤務の解消は、重要かつ喫緊の課題である。

#### (任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまでも業務の見直しや業務量の平準化を図るとともに、超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化、職員の働き方に係る意識改革などの取組を進めてきた。

加えて、電子決裁・文書管理システムや、AIチャットボット、RPA（ロボティク・プロセス・オートメーション）等を導入し、デジタル技術等を活用した業務の効率化も進めてきたところである。

今年度においては、業務改革・改善をテーマとした「働き方改革セミナー」を開催し、職員自らが主体的に業務の見直しに取り組むための考え方や手法を身に着けることにより、更なる働き方改革の推進を図ることとしている。

令和5年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、こうした任命権者の取組に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応業務の減少等により、全体で

前年度よりも0.9時間減少し、14.7時間となった。

また、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、上限規制の制度導入後、初めて減少に転じるなど、これまでの取組の効果が徐々に表ってきたところである。

#### （任命権者への要請）

長時間勤務の解消は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、仕事と生活の調和の推進の観点のみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する上でも重点的に取り組むべき課題であることから、任命権者においては、引き続き、不断の取組を進めていく必要がある。

本委員会においては、昨年の報告において、上限を超えて超過勤務を命じられた職員に共通する主な業務内容の調査・分析を踏まえ、割合の高かった「県議会対応業務」、「予算・会計関係対応業務」及び「人事・給与関係業務」に係る改善の必要性について言及したところである。

これを受け、任命権者においては、「県議会対応業務」に係る超過勤務の要因分析及び改善策の検討を行い、その結果を県議会にも報告したところであり、現在、県議会においても、職員の超過勤務の縮減に向けた具体策の検討が行われているところである。

本委員会においては、こうした県議会の御理解と御協力に対して敬意を表するとともに、任命権者における継続した取組が、県議会対応業務に係る超過勤務の縮減につながることを期待する。

また、「予算・会計関係対応業務」や「人事・給与関係業務」を含むその他の業務についても、「岩手県庁働き方改革ロードマップ」等を踏まえ、業務プロセスの見直しや効率化を着実に進めていく必要がある。

こうした取組によってもなお、恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

#### （人事委員会の対応）

本委員会としては、任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等に加え、昨年の報告を契機に始まった取組により、更なる改善が図られるよう、任命権者と意見交換を行ながら、制度の趣旨等を踏まえた指導・助言を継続して行っていく。

また、事業場調査を通じて、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要と考えられる事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むよう指導するなど、労働基準監督機関として適切な指

導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

#### 職員 1人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
16.1	15.5	15.5	15.6	14.7

(注) 1 医療局及び企業局の職員並びに教育委員会の教育職員を除く職員 1人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

#### (教育職員の長時間勤務の解消)

教育委員会では、本年 2 月に策定した「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」において、新たに時間外在校等時間が月 80 時間以上の教育職員数をゼロにすることを目標に掲げ、取組を進めている。

前プランの目標である時間外在校等時間が月 100 時間以上の教育職員数ゼロは、これまでの取組により概ね達成しつつあるが、本委員会が実施した事業場調査における月 80 時間を超える教育職員数（実数）は、令和 5 年度実績で 504 人と多い状況にあることから、新たな目標の達成のためには、より一層の取組強化を図る必要がある。

長時間勤務の解消と健康の保持増進は、職員の幸福実現の基盤となるものであり、今後も、本プランの推進に当たっては、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、更なる取組を進めていく必要がある。

加えて、長時間勤務の解消を図るためにには、管理職員が教育職員の勤務管理を自らの重要な責務であると自覚した上で、業務の見直しや効率化・合理化に向けてリーダーシップを発揮し、教育職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが重要である。

また、本年 8 月の中央教育審議会による答申（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について）を受け、文部科学省において、答申内容の実現に向けた検討が始まったところであり、教育委員会においても、その動向を注視しながら、教育職員の勤務環境の整備を一層推進していく必要がある。

#### (休暇の取得促進)

一部の職員を除き公務員には適用されないが、労働基準法により、年 5 日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられている趣旨を踏まえ、任命権者においては、職員の健康の保持増進を図る観点からも、引き続き、年次休暇の計画的な取得を促進していく必要がある。

また、今年度から、夏季休暇の使用可能期間を拡大したところであり、職員が心身共にリフレッシュできるよう、休暇を取得しやすい勤務環境の整備についても、引き続き取り組んでいく必要がある。

#### (4) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

こうしたことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の役割は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要がある。

また、ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりがハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

さらに、近年、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）が社会的に問題となっている中、公務においても、行政サービスの利用者等からの言動がパワー・ハラスメントになり得ることから、適切に対応していく必要がある。そのためには、管理職員等を対象とした研修や、「コンプライアンス確立の日」の取組等を通じ、カスター・ハラスメントから組織として職員を守る責務があることや、過度な要求に対しては毅然とした対応が求められること等について、職員の意識啓発を図っていく必要がある。

##### (任命権者の取組)

任命権者においては、ハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、管理職員に対しては、研修や人事評価の機会を活用してハラスメント対策の必要性の意識付けを行うとともに、職員に対しては、「コンプライアンス確立の日」等を活用した意識啓発を継続して行うなど、職員一人ひとりのハラスメント防止意識の醸成を図っているところである。

また、相談窓口の体制強化や相談受付方法の拡充など、職員がより相談しやすい環境を整備することにより、問題の解決にあたっている。

一方で、本委員会が設置する苦情相談窓口に対する職員からのハラスメントに関する相談件数は、近年20件程度で推移しており、令和5年度は前年度より5件減少したものの、相談件数全体の約4割を占めている。

任命権者が設置する相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数についても、令和5年度は前年度より14件減少したものの29件となっており、依然として多数の相談が寄せられている。

##### (任命権者への要請)

任命権者においては、引き続き、管理職員の役割の重要性に係る意識付けや、職員

への意識啓発、相談窓口の強化・周知等に取り組む必要がある。

加えて、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントに対する理解を深めるとともに、職場内で円滑なコミュニケーションが図られるよう、ハラスメントを起こさない職場づくりに向け、一層取り組む必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについては、暴言や不当な要求等の著しい迷惑行為から職員を守るとともに、毅然とした対応をしていく必要があることから、組織的な対策を検討していく必要がある。

#### (人事委員会の対応)

本委員会においては、相談窓口の周知を継続して行うとともに、職員からの苦情相談に応じる職員のスキルアップを図り、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と緊密に連携し、迅速かつ適切に問題解決につなげていく。

また、本委員会の本年の啓発映像の放送研修では、カスタマー・ハラスメント対策をテーマに研修を実施したところであるが、今後も引き続き、各種研修や啓発教材の貸出し等を通じて、ハラスメントの防止に向けた職員の意識啓発等の取組を進め、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現を図っていく。

苦情相談制度における相談件数の推移 (単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A.受理件数	22	20	24	40	48
B.うちハラスメント関係	11	13	11	24	19
B/A	50.0%	65.0%	45.8%	60.0%	39.6%

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

#### (5) 心身の健康管理

職員が仕事と生活の調和を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、また、心身の健康は、職員の幸福実現の基盤となるものである。こうしたことから、組織として職員の健康に配慮するとともに、経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践する健康経営を推進していく必要がある。

#### (任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェック、個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化の予防を図ってきた。

知事部局においては、今年度から各広域振興局に健康サポート専門員を配置し、出先機関におけるメンタルヘルス対策の強化を図ったところであり、教育委員会においても、今年度から2～6か月の間において月平均80時間以上の長時間勤務を行った

職員について、本人からの申し出がなくても産業医による面接指導の対象とし、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち精神疾患を原因とする職員の割合は、令和5年度には8割を超え、増加傾向にあるが、その中でも特に、若年層の職員の割合が増加している。

#### (任命権者への要請)

任命権者においては、こうした状況を踏まえ、職場環境や勤務実態の把握を通じて必要な措置を講ずるなど、未然防止策に一層取り組むとともに、ストレスチェックの効果的な活用や、相談体制の充実・強化により、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努める必要がある。

また、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、円滑な復帰に向けた支援を行うとともに、個々の状況に応じた適切な再発防止策を講じていく必要がある。

加えて、将来、本県の公務運営を支える若年層の職員に対しては、上司・同僚の適切なフォローや円滑なコミュニケーション等を丁寧に進め、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要がある。

#### (人事委員会の対応)

本委員会としては、本年8月に閣議決定された過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）第7条第5項により準用する同条第2項の規定に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更の趣旨等も踏まえ、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

長期療養者数の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A. 長期療養者	149	137	141	161	177
B. うち精神疾患による長期療養者	104	93	101	119	142
B／A	69.8%	67.9%	71.6%	73.9%	80.2%

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

## IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえた月例給については初任給を始め若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を、特別給については3年連続で0.10月分の引上げ改定を行うこととした。

また、人材確保を処遇面から支えるとともに、職務上の役割や能力・実績等をより反映した給与処遇を実現し、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応した様々な形での活躍を支援するため、時代の要請に即した給与制度のアップデートに準じた見直しを行うこととした。

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始めとする県が直面する様々な課題の解決に向け、日々職務に全力を挙げて精励しているものと認識している。加えて、本年、本県において初めて発生した豚熱や、台風等の度重なる自然災害への対応、能登半島地震に係る職員派遣による復旧・復興支援など、突発的な業務にも尽力しているところである。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、こうした職員の努力や実績に報いるものであり、併せて、職員の働きやすい勤務環境や働き方改革を推進することにより、公務職場の魅力を一層高め、有為な人材の確保にも資するものと考える。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。



## 勧告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

### I 本年の給与改定

#### 1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を416,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

##### (3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

###### (ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.7125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.3月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.6125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6125月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

###### (ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分と

すること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

(4) 寒冷地手当

ア 寒冷地手当の支給月額を、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

イ 寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改定に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に引き続き居住する職員については、所要の経過措置等を講ずること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定期付職員の期末手当

令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

## II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

### 1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

I の1の(1)による改定後の給料表を別記第5のとおり改定することとし、新給料表への切替えは、別記第6の切替要領によること。

#### (2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第6条第5項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第7条第5項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り昇給させることとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

#### (3) 扶養手当

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

#### (4) 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 1級地 100分の20

イ 2級地 100分の16

- ウ 3級地 100分の12
- エ 4級地 100分の8
- オ 5級地 100分の4

(5) 通勤手当

- ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び高速自動車国道に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- イ 新幹線鉄道等及び高速自動車国道に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(6) 管理職員特別勤務手当

- ア 特定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、一般職の職員の給与に関する条例第34条の2第3項第2号の適用を受ける職員は、6,000円（市町村立学校職員の給与等に関する条例第28条の2第3項第2号の適用を受ける職員は、3,000円）を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

(7) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

一般職の職員の給与に関する条例第28条の3に規定する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者又はその委任を受けた者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

### III 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のア、2の(2)のア及び3の(2)については同年12月1日から、Iの1の(3)のイ、1の(4)のイ、2の(2)のイ、II、IIIの2の(1)及び(2)については令和7年4月1日から実施すること。

#### 2 経過措置等

##### (1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

##### (2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲で人事委員会規則で定める割合とすること。

##### (3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。





101		304,300	352,900	392,700							
102		304,600	353,300								
103		304,900	353,700								
104		305,200	354,100								
105		305,400	354,600								
106		305,700	355,000								
107		306,000	355,400								
108		306,300	355,800								
109		306,500	356,300								
110		306,900	356,700								
111		307,300	357,000								
112		307,600	357,300								
113		307,800	357,800								
114		308,000									
115		308,300									
116		308,700									
117		308,900									
118		309,100									
119		309,400									
120		309,700									
121		310,100									
122		310,300									
123		310,600									
124		310,900									
125		311,200									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額									
		193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900	399,700	452,000	533,400









49	276,000	331,100	381,000	426,700
50	276,800	333,000	382,500	428,200
51	277,500	334,800	384,000	429,800
52	278,300	336,500	385,400	431,300
53	279,100	338,200	386,900	433,000
54	279,900	339,500	388,400	434,500
55	280,700	340,900	389,800	436,100
56	281,500	342,200	391,200	437,700
57	282,300	343,700	392,700	439,300
58	282,900	345,300	394,300	440,800
59	283,700	346,800	396,000	442,000
60	284,600	348,500	397,400	443,200
61	285,400	350,000	398,600	444,400
62	286,000	351,600	400,000	445,700
63	286,800	353,200	401,400	446,900
64	287,500	354,700	402,700	448,100
65	288,500	356,200	403,900	449,200
66	289,400	357,900	405,100	450,500
67	290,200	359,500	406,500	451,700
68	290,900	361,000	407,800	452,900
69	291,600	362,500	409,100	454,100
70	292,400	364,100	410,400	455,300
71	293,200	365,800	411,800	456,500
72	293,900	367,300	413,000	457,700
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	73	294,700	368,800	414,200
	74	295,400	370,400	415,600
	75	296,100	372,000	417,100
	76	296,700	373,500	418,400
	77	297,300	375,100	419,600
	78	298,000	376,500	420,800
	79	298,700	377,900	422,100
	80	299,300	379,200	423,500
	81	299,900	380,500	424,800
	82	300,700	381,900	426,000
	83	301,400	383,300	427,000
	84	302,100	384,700	428,300
	85	302,800	385,800	429,500
	86	303,600	387,200	430,600
	87	304,300	388,500	431,800
	88	305,000	389,800	432,800
	89	305,700	391,000	433,900
	90	306,600	392,300	434,900
	91	307,500	393,400	435,900
	92	308,300	394,700	436,900
	93	308,800	395,900	437,800
	94	309,600	397,000	438,600
	95	310,400	398,200	439,500
	96	311,200	399,400	440,300
	97	311,900	400,800	441,000
	98	312,700	401,800	441,400
	99	313,500	402,800	441,800
	100	314,200	403,800	442,200

		315,000	404,700	442,600	
101		316,000	405,800	442,900	
102		316,900	406,900	443,200	
103		317,700	408,000	443,400	
104					
105		318,300	408,700	443,700	
106		319,100	409,600	444,000	
107		319,900	410,500	444,300	
108		320,700	411,400	444,500	
109		321,400	412,200	444,700	
110		321,800	413,000	445,000	
111		322,200	413,800	445,300	
112		322,700	414,600	445,500	
113		323,200	415,200	445,700	
114		323,600	415,900	446,000	
115		324,100	416,700	446,300	
116		324,500	417,400	446,500	
117		325,000	418,000	446,700	
118		325,600	418,500		
119		326,000	418,900		
120		326,500	419,200		
121		327,000	419,500		
122		327,400	419,800		
123		327,900	420,100		
124		328,400	420,300		
125		329,000	420,500		
126		329,300	420,800		
127		329,600	421,100		
128		329,900	421,300		
129		330,100	421,500		
130		330,400	421,800		
131		330,700	422,100		
132		330,900	422,300		
133		331,100	422,500		
134		331,300	422,800		
135		331,500	423,100		
136		331,800	423,300		
137		332,100	423,500		
138		332,300	423,800		
139		332,600	424,100		
140		332,900	424,300		
141		333,100	424,500		
142		333,300	424,800		
143		333,600	425,100		
144		333,800	425,300		
145		334,100	425,500		
146		334,300			
147		334,600			
148		334,900			
149		335,100			
150		335,300			
151		335,600			
152		335,900			
153		336,100			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,600	281,600	310,900	339,600
					425,600

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,300	222,200	300,500	326,500	417,200
	2	203,600	224,600	302,300	328,600	418,800
	3	205,900	227,100	304,200	330,700	420,300
	4	208,100	229,500	306,000	332,900	421,700
	5	210,300	231,900	307,800	334,900	423,000
	6	212,700	234,300	309,600	337,000	424,400
	7	214,900	236,700	311,500	339,100	425,800
	8	217,100	239,200	313,200	341,200	427,200
	9	219,300	241,600	314,900	343,300	428,700
	10	221,500	243,200	316,700	345,400	430,100
	11	223,700	244,800	318,500	347,500	431,500
	12	226,000	246,500	320,400	349,500	432,800
	13	228,200	248,100	322,300	351,600	434,100
	14	230,300	249,600	324,100	353,100	435,500
	15	232,400	251,000	325,900	354,600	436,900
	16	234,500	252,400	327,600	356,100	438,300
	17	236,700	253,800	329,300	357,500	439,500
	18	238,500	255,100	331,200	359,000	440,900
	19	240,200	256,300	333,100	360,400	442,100
	20	241,900	257,500	335,000	361,800	443,400
	21	243,600	258,900	336,800	363,200	444,500
	22	245,000	260,100	338,900	364,500	445,600
	23	246,300	261,400	340,700	365,900	446,800
	24	247,600	262,800	342,500	367,200	448,000
	25	248,800	264,100	344,200	368,400	449,300
	26	249,900	266,000	346,000	369,700	450,600
	27	251,000	267,800	347,600	370,900	451,600
	28	252,100	269,600	349,200	372,200	452,700
	29	253,400	271,300	350,800	373,400	453,900
	30	254,700	273,600	352,100	374,600	454,700
	31	255,900	275,800	353,400	375,800	455,500
	32	257,100	278,000	354,600	376,900	456,400
	33	258,200	280,200	355,900	378,000	457,300
	34	259,400	282,500	357,300	379,300	457,800
	35	260,700	284,700	358,700	380,500	458,300
	36	261,900	286,800	360,100	381,600	458,800
	37	263,100	288,800	361,400	382,700	459,300
	38	264,300	290,800	362,800	383,900	
	39	265,500	292,700	364,200	385,100	
	40	266,700	294,500	365,500	386,200	
	41	267,900	296,300	366,800	387,400	
	42	269,100	298,200	368,300	388,600	
	43	270,200	300,100	369,600	389,800	
	44	271,300	301,800	370,900	390,900	
	45	272,300	303,500	372,200	392,000	
	46	273,100	305,300	373,400	393,200	
	47	273,900	307,000	374,600	394,400	
	48	274,700	308,700	375,900	395,600	

	49	275,500	310,300	377,100	396,900
	50	276,300	312,000	378,300	398,200
	51	277,000	313,800	379,500	399,400
	52	277,700	315,500	380,700	400,600
	53	278,500	316,900	381,800	401,800
	54	279,300	318,800	383,000	403,100
	55	280,100	320,600	384,200	404,100
	56	280,800	322,300	385,500	405,200
	57	281,500	324,000	386,600	406,500
	58	282,400	326,000	387,900	407,700
	59	283,200	327,700	389,200	408,900
	60	283,900	329,400	390,400	410,100
	61	284,500	331,100	391,300	411,200
	62	285,200	333,000	392,500	412,200
	63	285,900	334,800	393,500	413,500
	64	286,500	336,500	394,700	414,700
	65	287,200	338,200	395,500	415,900
	66	287,900	339,500	396,600	417,100
	67	288,700	340,900	397,600	418,200
	68	289,400	342,200	398,600	419,300
	69	290,100	343,700	399,700	420,300
	70	290,900	345,200	400,700	421,500
	71	291,600	346,700	401,800	422,700
	72	292,300	348,300	402,900	423,900
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	73	292,800	349,700	403,900	424,500
	74	293,500	351,200	405,000	425,300
	75	294,300	352,700	406,200	426,000
	76	294,900	354,200	407,200	426,500
	77	295,500	355,600	408,100	426,800
	78	296,200	357,200	409,000	427,100
	79	296,800	358,700	410,000	427,500
	80	297,400	360,200	411,000	428,000
	81	298,000	361,600	411,800	428,300
	82	298,600	362,900	412,600	428,700
	83	299,200	364,200	413,300	429,000
	84	299,900	365,500	414,100	429,300
	85	300,400	366,700	414,800	429,600
	86	300,900	367,900	415,400	430,000
	87	301,400	369,100	416,100	430,300
	88	301,900	370,200	416,900	430,600
	89	302,300	371,300	417,500	430,900
	90	302,900	372,400	418,200	431,200
	91	303,400	373,600	418,700	431,500
	92	303,900	374,700	419,300	431,700
	93	304,200	375,800	419,700	431,900
	94	304,700	377,000	420,100	
	95	305,200	378,100	420,400	
	96	305,700	379,200	420,700	
	97	306,100	380,200	420,900	
	98	306,600	381,200	421,200	
	99	307,100	382,100	421,500	
	100	307,500	383,000	421,700	

101	307,900	383,900	421,900	
102	308,300	384,900	422,200	
103	308,700	385,800	422,500	
104	309,000	386,700	422,700	
105	309,200	387,500	422,900	
106	309,500	388,400	423,200	
107	309,800	389,300	423,500	
108	310,000	390,200	423,700	
109	310,200	391,000	423,900	
110	310,400	391,900	424,200	
111	310,700	392,800	424,500	
112	311,000	393,900	424,700	
113	311,200	394,500	424,900	
114	311,400	395,400	425,200	
115	311,600	396,300	425,500	
116	311,900	397,200	425,700	
117	312,200	398,000	425,900	
118	312,400	398,700		
119	312,700	399,500		
120	313,000	400,300		
121	313,200	400,900		
122	313,400	401,600		
123	313,600	402,300		
124	313,900	402,900		
125	314,200	403,500		
126		404,200		
127		404,800		
128		405,400		
129		406,000		
130		406,600		
131		407,100		
132		407,600		
133		407,900		
134		408,200		
135		408,500		
136		408,800		
137		409,100		
138		409,400		
139		409,700		
140		410,000		
141		410,300		
142		410,600		
143		410,900		
144		411,200		
145		411,400		
146		411,700		
147		412,000		
148		412,200		
149		412,400		
150		412,700		
151		413,000		
152		413,200		

	153		413,400			
	154		413,700			
	155		414,000			
	156		414,200			
	157		414,400			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,700	278,400	306,100	332,900	415,500

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	185,200	235,600	314,100	358,400	403,400
	2	186,300	239,900	316,000	359,800	406,000
	3	187,500	242,700	317,900	361,200	408,600
	4	188,600	245,400	319,900	362,500	411,200
	5	189,700	248,000	321,700	363,700	413,300
	6	191,800	249,600	323,500	365,000	415,700
	7	193,900	251,100	325,300	366,200	418,100
	8	196,000	252,700	327,000	367,300	420,500
	9	198,100	254,200	328,800	368,400	422,800
	10	200,200	256,300	330,800	369,800	425,200
	11	202,200	258,400	332,800	371,100	427,600
	12	204,200	260,400	334,800	372,500	430,000
	13	206,200	262,500	336,600	373,800	432,300
	14	208,100	264,800	338,700	375,200	435,000
	15	210,000	267,100	340,600	376,600	437,700
	16	211,900	269,300	342,500	377,900	440,400
	17	213,600	271,500	344,300	379,200	443,000
	18	215,400	274,000	346,000	380,700	445,500
	19	217,200	276,400	347,600	382,100	448,000
	20	219,000	278,800	349,200	383,500	450,400
	21	220,900	281,100	350,800	384,900	452,900
	22	222,700	283,300	351,800	386,300	455,500
	23	224,400	285,400	352,900	387,700	458,100
	24	226,100	287,400	353,900	389,200	460,400
	25	227,800	289,400	355,000	390,600	462,700
	26	230,000	291,400	356,300	392,100	465,000
	27	231,900	293,300	357,500	393,500	467,500
	28	233,800	295,200	358,700	394,900	469,900
	29	235,700	297,100	360,000	396,300	472,400
	30	236,800	298,600	361,100	397,900	475,000
	31	237,900	300,200	362,200	399,400	477,500
	32	239,100	301,700	363,300	400,900	479,900
	33	240,500	303,200	364,400	402,400	482,200
	34	242,000	304,700	365,400	404,000	484,600
	35	243,500	306,200	366,400	405,600	487,100
	36	245,000	307,700	367,500	407,400	489,600
	37	246,500	309,100	368,400	408,600	492,000
	38	248,200	310,000	369,300	410,000	494,500
	39	249,800	310,900	370,100	411,400	497,000
	40	251,400	311,800	370,900	412,700	499,500
	41	253,000	312,600	371,600	414,000	501,800
	42	254,500	313,100	372,400	415,300	504,000
	43	256,000	313,600	373,200	416,800	506,200
	44	257,600	314,200	374,000	418,400	508,500
	45	259,100	314,700	374,900	419,600	510,100
	46	260,400	315,200	375,700	420,800	511,600
	47	261,600	315,700	376,500	422,400	513,200
	48	262,800	316,200	377,300	423,900	514,700

		264,000	316,600	378,100	425,200	516,400
50		265,200	317,100	379,400	426,600	517,800
51		266,300	317,600	380,700	428,100	519,300
52		267,400	318,100	381,900	429,500	520,800
		268,500	318,500	382,600	430,900	521,900
54		269,600	319,100	383,700	432,300	523,100
55		270,600	319,500	384,500	433,700	524,300
56		271,600	319,900	385,200	435,100	525,500
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	57	272,700	320,300	385,900	436,200	526,400
	58	273,400	320,700	386,600	437,500	527,400
	59	274,000	321,100	387,300	438,900	528,400
	60	274,600	321,500	388,000	440,300	529,400
	61	275,200	321,900	388,600	441,100	530,600
62		275,800	322,500	389,300	441,900	531,500
63		276,400	323,200	390,100	442,800	532,200
64		277,000	323,800	390,900	443,700	532,900
65		277,600	324,300	391,500	444,500	533,700
66		278,300	324,900	392,300	445,300	534,500
67		278,900	325,500	393,000	445,900	535,300
68		279,500	326,100	393,800	446,700	536,100
69		280,100	326,600	394,400	447,100	536,800
70		280,800	327,200	395,100	447,700	537,600
71		281,500	327,800	395,800	448,200	538,400
72		282,200	328,400	396,500	448,700	539,200
73		282,800	328,900	397,200	449,200	539,900
74		283,500	329,700	397,800		
75		284,300	330,400	398,400		
76		285,000	331,100	399,100		
77		285,600	331,800	399,800		
78		286,300	332,500	400,300		
79		287,000	333,200	400,900		
80		287,600	333,900	401,500		
81		288,200	334,600	402,000		
82		288,900	335,400	402,600		
83		289,600	336,100	403,200		
84		290,300	336,700	403,700		
85		290,900	337,200	404,200		
86		291,600	337,800	404,800		
87		292,300	338,200	405,300		
88		292,900	338,600	406,000		
89		293,500	338,900	406,400		
90		294,200	339,400	406,900		
91		294,900	339,800	407,400		
92		295,500	340,200	408,100		
93		296,100	340,500	408,500		
94		296,900	340,900	409,000		
95		297,500	341,300	409,500		
96		298,100	341,700	410,200		
97		298,400	342,200	410,600		
98		299,000	342,700	411,100		
99		299,600	343,200	411,600		
100		300,100	343,700	412,300		

101	300,600	344,200	412,700		
102	301,000	344,700			
103	301,400	345,200			
104	301,800	345,700			
105	302,200	346,200			
106	302,700	346,500			
107	303,200	347,000			
108	303,600	347,400			
109	303,800	347,900			
110	304,200	348,400			
111	304,500	348,800			
112	304,700	349,200			
113	305,000	349,700			
114	305,300	350,100			
115	305,600	350,500			
116	305,900	350,900			
117	306,200	351,400			
118	306,500	351,800			
119	306,700	352,200			
120	307,000	352,600			
121	307,300	353,000			
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	223,700	265,900	291,100	334,300	394,000

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200

		399,400	459,100	511,700	565,200
49		399,900	460,800	513,000	566,100
50		400,400	462,400	514,300	567,000
51		400,900	464,000	515,600	567,900
52					
53		401,400	465,600	516,600	568,700
54		401,800	466,800	517,900	569,600
55		402,200	468,000	519,200	570,500
56		402,600	469,100	520,500	571,400
57		403,000	470,100	521,500	572,300
58		403,400	471,100	522,300	573,200
59		403,800	472,000	523,100	574,100
60		404,200	472,800	523,900	574,800
61		404,600	473,500	524,800	575,700
62		405,000	474,200	525,600	576,600
63		405,400	474,900	526,400	577,500
64		405,800	475,500	527,100	578,400
65		406,100	476,200	527,900	579,300
66			476,900	528,700	
67			477,500	529,400	
68			478,100	530,300	
69			478,400	531,200	
70			479,000	532,000	
71			479,700	532,900	
72			480,400	533,800	
73			480,800	534,600	
74			481,400	535,500	
75			482,100	536,400	
76			482,800	537,100	
77			483,200	537,900	
78			483,800	538,800	
79			484,400	539,700	
80			484,900	540,600	
81			485,400	541,400	
82			485,900	542,300	
83			486,400	543,200	
84			486,900	544,100	
85			487,300	544,900	
86			487,800	545,800	
87			488,200	546,700	
88			488,700	547,600	
89			489,200	548,400	
90			489,800		
91			490,400		
92			490,800		
93			491,300		
94			491,900		
95			492,500		
96			493,000		
97			493,500		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300





		300,500	337,800	359,600			
101		300,700	338,100	360,000			
102		300,900	338,400	360,400			
103		301,200	338,600	360,800			
104							
105		301,500	338,800	361,300			
106			339,000				
107			339,400				
108			339,600				
109			339,800				
110			340,200				
111			340,600				
112			341,000				
113			341,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,700	221,500	250,300	264,000	289,800	331,300
							374,300





		296,600	327,000	360,100	378,200	404,900	
101		297,100	327,600	360,500	378,700	405,300	
102		297,600	328,200	361,000	379,200	405,800	
103		298,000	328,700	361,400	379,600	406,200	
104		298,400	329,100	361,700	380,200	406,600	
105		298,900	329,600	362,200	380,700		
106		299,400	330,100	362,600	381,200		
107		299,700	330,600	362,900	381,700		
108		299,900	331,000	363,300	382,400		
109		300,200	331,400	363,800	382,800		
110		300,400	331,700	364,300	383,300		
111		300,700	332,000	364,800	383,800		
112		301,000	332,300	365,300	384,400		
113		301,200	332,700	365,800			
114		301,500	333,000	366,300			
115		301,700	333,300	366,700			
116		302,000	333,500	367,100			
117		302,300	333,800	367,500			
118		302,600	334,100	368,000			
119		303,000	334,300	368,500			
120		303,300	334,500	368,900			
121		303,700	334,800	369,400			
122		304,000	335,100	369,900			
123		304,300	335,400	370,400			
124		304,500	335,600	370,800			
125		304,700	335,900				
126		305,000	336,300				
127		305,400	336,500				
128		305,600	336,800				
129		305,900	337,000				
130		306,300	337,400				
131		306,700	337,600				
132		306,900	337,900				
133		307,200	338,300				
134		307,500	338,700				
135		307,800	339,100				
136		308,000	339,400				
137		308,300	339,800				
138		308,600	340,200				
139		308,900	340,600				
140		309,100	340,900				
141		309,500	341,300				
142		309,900	341,600				
143		310,200	342,000				
144		310,400	342,300				
145		310,600	342,700				
146		310,900	343,100				
147		311,300	343,500				
148		311,500	343,800				
149		311,700	344,200				
150		312,000	344,600				
151		312,300	345,000				
152							

	153	312,700	345,300				
	154	312,900					
	155	313,100					
	156	313,400					
	157	313,700					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	334,800

## 別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

支 給 地 域	区 分
盛岡市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畠村 及び普代村 九戸郡 二戸郡	4級地

備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別記第3

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	418,000
2	479,000
3	543,000
4	626,000
5	728,000
6	831,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	349,000
2	385,000
3	414,000

別記第4

号 給	給 料 月 額
	円
1	395,000
2	444,000
3	496,000
4	560,000
5	639,000
6	746,000
7	871,000



	49	245,700	281,200	324,200	370,800	387,700	412,900	
	50	246,300	281,900	325,500	371,600	388,300	413,200	
	51	246,900	282,600	326,700	372,300	388,900	413,500	
	52	247,400	283,300	328,000	372,900	389,600	413,800	
	53	247,900	283,900	329,300	373,300	390,000	414,100	
	54	248,300	284,600	330,400	373,900	390,600	414,400	
	55	248,700	285,200	331,500	374,600	391,200	414,700	
	56	249,000	285,900	332,600	375,300	391,700	415,000	
	57	249,300	286,500	333,300	375,600	392,100	415,200	
	58	249,600	287,300	334,200	376,300	392,700	415,500	
	59	249,900	287,900	334,900	377,000	393,300	415,800	
	60	250,200	288,600	335,700	377,600	393,900	416,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	250,500	289,200	336,500	377,900	394,300	416,400	
	62	250,800	289,900	336,900	378,400	394,800	416,700	
	63	251,100	290,500	337,600	379,000	395,300	417,000	
	64	251,400	291,000	338,300	379,600	395,900	417,200	
	65	251,700	291,500	339,100	379,900	396,200	417,400	
	66	252,000	292,100	339,800	380,500	396,600		
	67	252,400	292,600	340,500	381,200	397,000		
	68	252,700	293,200	341,100	381,800	397,400		
	69	253,000	293,800	341,600	382,300	397,700		
	70	253,300	294,300	342,200	382,800	398,000		
	71	253,600	294,900	342,700	383,400	398,300		
	72	253,900	295,500	343,300	383,900	398,500		
	73	254,200	296,000	343,600	384,400	398,700		
	74	254,500	296,500	344,100	385,000	399,000		
	75	254,800	296,900	344,500	385,500	399,300		
	76	255,100	297,200	344,900	385,800	399,500		
	77	255,400	297,400	345,300	386,200	399,700		
	78	255,700	297,700	345,800	386,700	400,000		
	79	256,000	297,900	346,300	387,100	400,300		
	80	256,300	298,200	346,800	387,500	400,500		
	81	256,600	298,400	347,100	387,900	400,700		
	82	257,000	298,600	347,500	388,400	401,000		
	83	257,300	298,900	347,900	388,800	401,300		
	84	257,600	299,100	348,400	389,200	401,500		
	85	257,900	299,400	348,700	389,500	401,700		
	86	258,200	299,700	349,100	390,000	402,000		
	87	258,500	300,000	349,500	390,400	402,300		
	88	258,800	300,300	349,900	390,800	402,500		
	89	259,100	300,600	350,100	391,100	402,700		
	90	259,400	300,900	350,500	391,600			
	91	259,700	301,200	350,900	392,000			
	92	260,000	301,600	351,300	392,400			
	93	260,300	301,800	351,500	392,700			
	94		302,000	351,900				
	95		302,300	352,300				
	96		302,700	352,600				
	97		303,000	352,900				
	98		303,300	353,300				
	99		303,700	353,700				
	100		304,100	354,100				

101		304,300	354,600								
102		304,600	355,000								
103		304,900	355,400								
104		305,200	355,800								
105		305,400	356,300								
106		305,700	356,700								
107		306,000	357,000								
108		306,300	357,300								
109		306,500	357,800								
110		306,900									
111		307,300									
112		307,600									
113		307,800									
114		308,000									
115		308,300									
116		308,700									
117		308,900									
118		309,100									
119		309,400									
120		309,700									
121		310,100									
122		310,300									
123		310,600									
124		310,900									
125		311,200									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額									
		193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900	399,700	452,000	533,400





101	317,300	341,900	368,200	398,300					
102	318,300	342,800	369,300	398,700					
103	319,300	343,800	370,400	399,200					
104	320,200	344,900	371,600	399,500					
105	321,000	346,000	372,800	399,800					
106	321,600	347,100	373,300	400,300					
107	322,200	348,100	373,900	400,800					
108	322,800	349,200	374,500	401,300					
109	323,300	350,400	375,100	401,600					
110	323,800	351,400	375,600	402,100					
111	324,200	352,400	376,000	402,600					
112	324,700	353,300	376,500	403,100					
113	325,500	354,200	376,900	403,400					
114	326,300	355,100	377,300	403,900					
115	327,000	356,100	377,800	404,400					
116	327,600	357,100	378,300	405,000					
117	328,200	358,100	378,700	405,400					
118	328,900	358,500	379,200	405,900					
119	329,600	359,100	379,800	406,300					
120	330,400	359,800	380,300	406,800					
121	331,000	360,100	380,500	407,200					
122	331,300	360,500	381,000						
123	331,800	360,900	381,500						
124	332,300	361,300	381,900						
125	332,600	361,700	382,500						
126		362,100	383,000						
127		362,500	383,500						
128		362,900	384,000						
129		363,300	384,300						
130		363,700	384,800						
131		364,100	385,300						
132		364,500	385,800						
133		364,700	386,100						
134		365,200	386,600						
135		365,600	387,000						
136		365,900	387,400						
137		366,200	387,700						
138		366,600	388,200						
139		367,100	388,700						
140		367,600	389,200						
141		367,900	389,500						
142		368,400							
143		368,900							
144		369,400							
145		369,700							
定年前再任用 短時 間勤務職員	基準給料 月額								
	248,400	260,300	264,500	296,400	313,300	327,800	351,700	387,600	419,900

教育職給料表  
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1		201,300	248,100	322,300	380,100	455,900
	2		203,600	249,600	324,100	381,600	457,700
	3		205,900	251,000	325,900	383,000	459,500
	4		208,100	252,400	327,600	384,400	461,300
	5		210,300	253,800	329,300	385,800	463,000
	6		212,700	255,100	331,200	387,300	464,700
	7		214,900	256,300	333,100	388,900	466,600
	8		217,100	257,500	335,000	390,300	468,300
	9		219,300	258,900	336,800	391,600	470,000
	10		221,500	260,100	338,900	393,100	471,600
	11		223,700	261,400	340,700	394,600	473,200
	12		226,000	262,800	342,500	396,100	474,700
	13		228,200	264,100	344,200	397,600	476,200
	14		230,300	266,000	346,000	399,100	477,500
	15		232,400	267,800	347,600	400,600	478,800
	16		234,500	269,600	349,200	402,100	480,100
	17		236,700	271,300	350,800	403,500	481,300
	18		238,500	273,600	352,100	405,100	482,000
	19		240,200	275,800	353,400	406,800	482,700
	20		241,900	278,000	354,600	408,300	483,400
	21		243,600	280,200	355,900	409,500	484,000
	22		245,000	282,500	357,500	410,900	
	23		246,300	284,700	359,100	412,300	
	24		247,600	286,800	360,700	413,600	
	25		248,800	288,800	362,200	415,200	
	26		250,000	290,800	363,800	416,600	
	27		251,200	292,700	365,400	418,000	
	28		252,500	294,500	366,900	419,400	
	29		253,600	296,300	368,500	420,800	
	30		254,800	298,200	370,100	422,100	
	31		256,000	300,100	371,700	423,600	
	32		257,200	301,800	373,200	425,100	
	33		258,300	303,500	374,700	426,700	
	34		259,600	305,300	376,300	428,200	
	35		261,000	307,000	378,000	429,800	
	36		262,300	308,700	379,500	431,300	
	37		263,700	310,300	381,000	433,000	
	38		265,100	312,000	382,500	434,500	
	39		266,400	313,800	384,000	436,100	
	40		267,700	315,500	385,400	437,700	
	41		269,100	316,900	386,900	439,300	
	42		270,100	318,800	388,400	440,800	
	43		271,100	320,600	389,800	442,000	
	44		272,000	322,300	391,200	443,200	
	45		272,700	324,000	392,700	444,400	
	46		273,500	326,000	394,300	445,700	
	47		274,300	327,700	396,000	446,900	
	48		275,100	329,400	397,400	448,100	

		276,000	331,100	398,600	449,200
49		276,800	333,000	400,000	450,500
50		277,500	334,800	401,400	451,700
51		278,300	336,500	402,700	452,900
		279,100	338,200	403,900	454,100
53		279,900	339,500	405,100	455,300
54		280,700	340,900	406,500	456,500
55		281,500	342,200	407,800	457,700
		282,300	343,700	409,100	458,800
57		282,900	345,300	410,400	459,400
58		283,700	346,800	411,800	459,900
59		284,600	348,500	413,000	460,400
		285,400	350,000	414,200	460,900
61		286,000	351,600	415,600	
62		286,800	353,200	417,100	
63		287,500	354,700	418,400	
		288,500	356,200	419,600	
65		289,400	357,900	420,800	
66		290,200	359,500	422,100	
67		290,900	361,000	423,500	
		291,600	362,500	424,800	
69		292,400	364,100	426,000	
70		293,200	365,800	427,000	
71		293,900	367,300	428,300	
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	73	294,700	368,800	429,500	
	74	295,400	370,400	430,600	
	75	296,100	372,000	431,800	
	76	296,700	373,500	432,800	
	77	297,300	375,100	433,900	
	78	298,000	376,500	434,900	
	79	298,700	377,900	435,900	
	80	299,300	379,200	436,900	
	81	299,900	380,500	437,800	
	82	300,700	381,900	438,600	
	83	301,400	383,300	439,500	
	84	302,100	384,700	440,300	
	85	302,800	385,800	441,000	
	86	303,600	387,200	441,400	
	87	304,300	388,500	441,800	
	88	305,000	389,800	442,200	
	89	305,700	391,000	442,600	
	90	306,600	392,300	442,900	
	91	307,500	393,400	443,200	
	92	308,300	394,700	443,400	
	93	308,800	395,900	443,700	
	94	309,600	397,000	444,000	
	95	310,400	398,200	444,300	
	96	311,200	399,400	444,500	
	97	311,900	400,800	444,700	
	98	312,700	401,800	445,000	
	99	313,500	402,800	445,300	
	100	314,200	403,800	445,500	

		315,000	404,700	445,700	
101		316,000	405,800	446,000	
102		316,900	406,900	446,300	
103		317,700	408,000	446,500	
104					
105		318,300	408,700	446,700	
106		319,100	409,600		
107		319,900	410,500		
108		320,700	411,400		
109		321,400	412,200		
110		321,800	413,000		
111		322,200	413,800		
112		322,700	414,600		
113		323,200	415,200		
114		323,600	415,900		
115		324,100	416,700		
116		324,500	417,400		
117		325,000	418,000		
118		325,600	418,500		
119		326,000	418,900		
120		326,500	419,200		
121		327,000	419,500		
122		327,400	419,800		
123		327,900	420,100		
124		328,400	420,300		
125		329,000	420,500		
126		329,300	420,800		
127		329,600	421,100		
128		329,900	421,300		
129		330,100	421,500		
130		330,400	421,800		
131		330,700	422,100		
132		330,900	422,300		
133		331,100	422,500		
134		331,300	422,800		
135		331,500	423,100		
136		331,800	423,300		
137		332,100	423,500		
138		332,300	423,800		
139		332,600	424,100		
140		332,900	424,300		
141		333,100	424,500		
142		333,300	424,800		
143		333,600	425,100		
144		333,800	425,300		
145		334,100	425,500		
146		334,300			
147		334,600			
148		334,900			
149		335,100			
150		335,300			
151		335,600			
152		335,900			
153		336,100			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,600	281,600	310,900	339,600
					425,600

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,300	222,200	322,300	351,600	439,500
	2	203,600	224,600	324,100	353,100	440,900
	3	205,900	227,100	325,900	354,600	442,100
	4	208,100	229,500	327,600	356,100	443,400
	5	210,300	231,900	329,300	357,500	444,500
	6	212,700	234,300	331,200	359,000	445,600
	7	214,900	236,700	333,100	360,400	446,800
	8	217,100	239,200	335,000	361,800	448,000
	9	219,300	241,600	336,800	363,200	449,300
	10	221,500	243,200	338,900	364,500	450,600
	11	223,700	244,800	340,700	365,900	451,600
	12	226,000	246,500	342,500	367,200	452,700
	13	228,200	248,100	344,200	368,400	453,900
	14	230,300	249,600	346,000	369,700	454,700
	15	232,400	251,000	347,600	370,900	455,500
	16	234,500	252,400	349,200	372,200	456,400
	17	236,700	253,800	350,800	373,400	457,300
	18	238,500	255,100	352,100	374,600	457,800
	19	240,200	256,300	353,400	375,800	458,300
	20	241,900	257,500	354,600	376,900	458,800
	21	243,600	258,900	355,900	378,000	459,300
	22	245,000	260,100	357,300	379,300	
	23	246,300	261,400	358,700	380,500	
	24	247,600	262,800	360,100	381,600	
	25	248,800	264,100	361,400	382,700	
	26	249,900	266,000	362,800	383,900	
	27	251,000	267,800	364,200	385,100	
	28	252,100	269,600	365,500	386,200	
	29	253,400	271,300	366,800	387,400	
	30	254,700	273,600	368,300	388,600	
	31	255,900	275,800	369,600	389,800	
	32	257,100	278,000	370,900	390,900	
	33	258,200	280,200	372,200	392,000	
	34	259,400	282,500	373,400	393,200	
	35	260,700	284,700	374,600	394,400	
	36	261,900	286,800	375,900	395,600	
	37	263,100	288,800	377,100	396,900	
	38	264,300	290,800	378,300	398,200	
	39	265,500	292,700	379,500	399,400	
	40	266,700	294,500	380,700	400,600	
	41	267,900	296,300	381,800	401,800	
	42	269,100	298,200	383,000	403,100	
	43	270,200	300,100	384,200	404,100	
	44	271,300	301,800	385,500	405,200	
	45	272,300	303,500	386,600	406,500	
	46	273,100	305,300	387,900	407,700	
	47	273,900	307,000	389,200	408,900	
	48	274,700	308,700	390,400	410,100	

	49	275,500	310,300	391,300	411,200
	50	276,300	312,000	392,500	412,200
	51	277,000	313,800	393,500	413,500
	52	277,700	315,500	394,700	414,700
	53	278,500	316,900	395,500	415,900
	54	279,300	318,800	396,600	417,100
	55	280,100	320,600	397,600	418,200
	56	280,800	322,300	398,600	419,300
	57	281,500	324,000	399,700	420,300
	58	282,400	326,000	400,700	421,500
	59	283,200	327,700	401,800	422,700
	60	283,900	329,400	402,900	423,900
	61	284,500	331,100	403,900	424,500
	62	285,200	333,000	405,000	425,300
	63	285,900	334,800	406,200	426,000
	64	286,500	336,500	407,200	426,500
	65	287,200	338,200	408,100	426,800
	66	287,900	339,500	409,000	427,100
	67	288,700	340,900	410,000	427,500
	68	289,400	342,200	411,000	428,000
	69	290,100	343,700	411,800	428,300
	70	290,900	345,200	412,600	428,700
	71	291,600	346,700	413,300	429,000
	72	292,300	348,300	414,100	429,300
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	73	292,800	349,700	414,800	429,600
	74	293,500	351,200	415,400	430,000
	75	294,300	352,700	416,100	430,300
	76	294,900	354,200	416,900	430,600
	77	295,500	355,600	417,500	430,900
	78	296,200	357,200	418,200	431,200
	79	296,800	358,700	418,700	431,500
	80	297,400	360,200	419,300	431,700
	81	298,000	361,600	419,700	431,900
	82	298,600	362,900	420,100	
	83	299,200	364,200	420,400	
	84	299,900	365,500	420,700	
	85	300,400	366,700	420,900	
	86	300,900	367,900	421,200	
	87	301,400	369,100	421,500	
	88	301,900	370,200	421,700	
	89	302,300	371,300	421,900	
	90	302,900	372,400	422,200	
	91	303,400	373,600	422,500	
	92	303,900	374,700	422,700	
	93	304,200	375,800	422,900	
	94	304,700	377,000	423,200	
	95	305,200	378,100	423,500	
	96	305,700	379,200	423,700	
	97	306,100	380,200	423,900	
	98	306,600	381,200	424,200	
	99	307,100	382,100	424,500	
	100	307,500	383,000	424,700	

101	307,900	383,900	424,900	
102	308,300	384,900	425,200	
103	308,700	385,800	425,500	
104	309,000	386,700	425,700	
105	309,200	387,500	425,900	
106	309,500	388,400		
107	309,800	389,300		
108	310,000	390,200		
109	310,200	391,000		
110	310,400	391,900		
111	310,700	392,800		
112	311,000	393,900		
113	311,200	394,500		
114	311,400	395,400		
115	311,600	396,300		
116	311,900	397,200		
117	312,200	398,000		
118	312,400	398,700		
119	312,700	399,500		
120	313,000	400,300		
121	313,200	400,900		
122	313,400	401,600		
123	313,600	402,300		
124	313,900	402,900		
125	314,200	403,500		
126		404,200		
127		404,800		
128		405,400		
129		406,000		
130		406,600		
131		407,100		
132		407,600		
133		407,900		
134		408,200		
135		408,500		
136		408,800		
137		409,100		
138		409,400		
139		409,700		
140		410,000		
141		410,300		
142		410,600		
143		410,900		
144		411,200		
145		411,400		
146		411,700		
147		412,000		
148		412,200		
149		412,400		
150		412,700		
151		413,000		
152		413,200		

	153		413,400			
	154		413,700			
	155		414,000			
	156		414,200			
	157		414,400			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,700	278,400	306,100	332,900	415,500

研究職給料表

職員の区分 号 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	185,200	235,600	328,800	379,200	450,400
	2	186,300	239,900	330,800	380,700	460,400
	3	187,500	242,700	332,800	382,100	469,900
	4	188,600	245,400	334,800	383,500	479,900
	5	189,700	248,000	336,600	384,900	489,600
	6	191,800	249,600	338,700	386,300	499,500
	7	193,900	251,100	340,600	387,700	508,500
	8	196,000	252,700	342,500	389,200	516,400
	9	198,100	254,200	344,300	390,600	524,300
	10	200,200	256,300	346,000	392,100	531,500
	11	202,200	258,400	347,600	393,500	536,800
	12	204,200	260,400	349,200	394,900	541,300
	13	206,200	262,500	350,800	396,300	544,300
	14	208,100	264,800	351,800	397,900	546,300
	15	210,000	267,100	352,900	399,400	
	16	211,900	269,300	353,900	400,900	
	17	213,600	271,500	355,000	402,400	
	18	215,400	274,000	356,300	404,000	
	19	217,200	276,400	357,500	405,600	
	20	219,000	278,800	358,700	407,400	
	21	220,900	281,100	360,000	408,600	
	22	222,700	283,300	361,100	410,000	
	23	224,400	285,400	362,200	411,400	
	24	226,100	287,400	363,300	412,700	
	25	227,800	289,400	364,400	414,000	
	26	230,000	291,400	365,400	415,300	
	27	231,900	293,300	366,400	416,800	
	28	233,800	295,200	367,500	418,400	
	29	235,700	297,100	368,400	419,600	
	30	236,800	298,600	369,300	420,800	
	31	237,900	300,200	370,100	422,400	
	32	239,100	301,700	370,900	423,900	
	33	240,500	303,200	371,600	425,200	
	34	242,000	304,700	372,400	426,600	
	35	243,500	306,200	373,200	428,100	
	36	245,000	307,700	374,000	429,500	
	37	246,500	309,100	374,900	430,900	
	38	248,200	310,000	375,700	432,300	
	39	249,800	310,900	376,500	433,700	
	40	251,400	311,800	377,300	435,100	
	41	253,000	312,600	378,100	436,200	
	42	254,500	313,100	379,400	437,500	
	43	256,000	313,600	380,700	438,900	
	44	257,600	314,200	381,900	440,300	
	45	259,100	314,700	382,600	441,100	
	46	260,400	315,200	383,700	441,900	
	47	261,600	315,700	384,500	442,800	
	48	262,800	316,200	385,200	443,700	

	49	264,000	316,600	385,900	444,500
	50	265,200	317,100	386,600	445,300
	51	266,300	317,600	387,300	445,900
	52	267,400	318,100	388,000	446,700
	53	268,500	318,500	388,600	447,100
	54	269,600	319,100	389,300	447,700
	55	270,600	319,500	390,100	448,200
	56	271,600	319,900	390,900	448,700
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	57	272,700	320,300	391,500	449,200
	58	273,400	320,700	392,300	
	59	274,000	321,100	393,000	
	60	274,600	321,500	393,800	
	61	275,200	321,900	394,400	
	62	275,800	322,500	395,100	
	63	276,400	323,200	395,800	
	64	277,000	323,800	396,500	
	65	277,600	324,300	397,200	
	66	278,300	324,900	397,800	
	67	278,900	325,500	398,400	
	68	279,500	326,100	399,100	
	69	280,100	326,600	399,800	
	70	280,800	327,200	400,300	
	71	281,500	327,800	400,900	
	72	282,200	328,400	401,500	
	73	282,800	328,900	402,000	
	74	283,500	329,700	402,600	
	75	284,300	330,400	403,200	
	76	285,000	331,100	403,700	
	77	285,600	331,800	404,200	
	78	286,300	332,500	404,800	
	79	287,000	333,200	405,300	
	80	287,600	333,900	406,000	
	81	288,200	334,600	406,400	
	82	288,900	335,400	406,900	
	83	289,600	336,100	407,400	
	84	290,300	336,700	408,100	
	85	290,900	337,200	408,500	
	86	291,600	337,800	409,000	
	87	292,300	338,200	409,500	
	88	292,900	338,600	410,200	
	89	293,500	338,900	410,600	
	90	294,200	339,400	411,100	
	91	294,900	339,800	411,600	
	92	295,500	340,200	412,300	
	93	296,100	340,500	412,700	
	94	296,900	340,900		
	95	297,500	341,300		
	96	298,100	341,700		
	97	298,400	342,200		
	98	299,000	342,700		
	99	299,600	343,200		
	100	300,100	343,700		

	101	300,600	344,200		
	102	301,000	344,700		
	103	301,400	345,200		
	104	301,800	345,700		
	105	302,200	346,200		
	106	302,700	346,500		
	107	303,200	347,000		
	108	303,600	347,400		
	109	303,800	347,900		
	110	304,200	348,400		
	111	304,500	348,800		
	112	304,700	349,200		
	113	305,000	349,700		
	114	305,300	350,100		
	115	305,600	350,500		
	116	305,900	350,900		
	117	306,200	351,400		
	118	306,500	351,800		
	119	306,700	352,200		
	120	307,000	352,600		
	121	307,300	353,000		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		223,700	265,900	291,100	334,300
					394,000

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額
		1	291,400		400,300		455,100		549,800
		2	293,700		403,000		457,100		555,900
		3	296,000		405,600		459,000		561,200
		4	298,200		408,100		460,900		566,100
		5	300,300		410,500		462,300		570,500
		6	303,800		412,700		464,100		574,800
		7	307,300		414,800		465,900		578,400
		8	310,700		416,900		467,700		581,400
		9	314,100		419,000		469,500		583,900
		10	317,600		420,500		471,300		586,200
		11	321,000		422,000		473,100		
		12	324,400		423,500		474,900		
		13	327,800		424,900		476,700		
		14	331,300		426,400		478,500		
		15	334,700		427,900		480,300		
		16	338,100		429,300		482,100		
		17	341,500		430,700		483,900		
		18	344,600		432,200		485,800		
		19	347,700		433,700		487,700		
		20	350,800		435,100		489,600		
		21	354,000		436,500		491,500		
		22	357,100		438,000		493,200		
		23	360,200		439,500		495,000		
		24	363,200		440,900		496,800		
		25	366,200		442,300		498,400		
		26	368,500		443,700		500,200		
		27	370,800		445,100		502,000		
		28	373,000		446,500		503,600		
		29	374,900		447,900		505,000		
		30	376,600		449,300		506,700		
		31	378,300		450,700		508,500		
		32	380,100		452,100		510,200		
		33	381,900		453,500		511,700		
		34	383,700		454,900		513,000		
		35	385,300		456,300		514,300		
		36	386,700		457,700		515,600		
		37	388,100		459,100		516,600		
		38	389,600		460,800		517,900		
		39	391,100		462,400		519,200		
		40	392,600		464,000		520,500		
		41	394,100		465,600		521,500		
		42	394,800		466,800		522,300		
		43	395,400		468,000		523,100		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		44	396,100		469,100		523,900		
		45	397,000		470,100		524,800		
		46	397,600		471,100		525,600		
		47	398,200		472,000		526,400		
		48	398,800		472,800		527,100		

		399,400	473,500	527,900
49		399,900	474,200	528,700
50		400,400	474,900	529,400
51		400,900	475,500	530,300
52				
53		401,400	476,200	531,200
54		401,800	476,900	532,000
55		402,200	477,500	532,900
56		402,600	478,100	533,800
57		403,000	478,400	534,600
58		403,400	479,000	535,500
59		403,800	479,700	536,400
60		404,200	480,400	537,100
61		404,600	480,800	537,900
62		405,000	481,400	538,800
63		405,400	482,100	539,700
64		405,800	482,800	540,600
65		406,100	483,200	541,400
66			483,800	542,300
67			484,400	543,200
68			484,900	544,100
69			485,400	544,900
70			485,900	545,800
71			486,400	546,700
72			486,900	547,600
73			487,300	548,400
74			487,800	
75			488,200	
76			488,700	
77			489,200	
78			489,800	
79			490,400	
80			490,800	
81			491,300	
82			491,900	
83			492,500	
84			493,000	
85			493,500	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500
				473,300

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1	189,900	229,000	265,000	284,000	317,600	363,800	418,700
	2	192,000	230,400	265,800	284,900	319,100	365,600	420,600
	3	194,100	231,700	266,600	285,700	320,500	367,200	422,500
	4	196,200	233,000	267,500	286,400	321,900	368,800	424,300
	5	198,300	234,200	268,300	287,100	323,300	370,400	426,100
	6	200,300	235,300	269,100	287,800	324,900	372,000	427,700
	7	202,300	236,300	269,900	288,500	326,500	373,700	429,400
	8	204,100	237,300	270,700	289,300	328,000	375,300	430,900
	9	205,900	238,500	271,500	290,100	329,500	376,900	432,400
	10	207,800	239,700	272,300	290,900	331,100	378,900	433,700
	11	209,700	241,000	273,200	291,800	332,600	380,900	435,000
	12	211,900	242,300	274,000	292,500	334,200	382,900	436,300
	13	213,600	243,700	274,800	293,200	335,700	384,400	437,600
	14	215,600	244,900	275,600	294,300	337,300	386,100	438,800
	15	217,800	246,200	276,400	295,400	338,800	387,800	440,100
	16	219,900	247,500	277,200	296,600	340,300	389,500	441,200
	17	222,000	248,700	278,000	297,900	341,800	391,200	442,400
	18	223,200	249,900	278,800	299,100	343,500	392,700	443,500
	19	224,300	251,100	279,600	300,300	345,100	394,200	444,700
	20	225,400	252,300	280,400	301,500	346,600	395,800	445,900
	21	226,500	253,400	281,300	302,700	347,900	397,100	447,000
	22	227,400	254,300	282,200	303,900	349,400	398,400	447,800
	23	228,300	255,200	283,100	305,200	350,900	399,700	448,200
	24	229,300	256,000	283,900	306,400	352,500	400,800	448,900
	25	230,200	256,800	284,700	307,600	354,000	401,900	449,400
	26	231,100	257,600	285,600	308,800	355,500	403,000	449,800
	27	232,000	258,400	286,500	309,900	357,000	404,100	450,300
	28	232,900	259,200	287,400	311,100	358,400	405,300	450,700
	29	233,800	260,000	288,200	312,500	359,800	406,100	451,100
	30	234,700	260,800	289,300	313,700	361,500	406,900	451,500
	31	235,600	261,700	290,300	314,900	363,000	407,700	451,900
	32	236,600	262,500	291,300	316,100	364,500	408,500	452,200
	33	237,400	263,300	292,300	317,300	365,700	408,900	452,500
	34	238,200	264,100	293,400	318,400	366,800	409,500	452,900
	35	239,000	264,800	294,500	319,600	368,000	410,000	453,200
	36	239,800	265,600	295,500	320,900	369,100	410,400	453,500
	37	240,600	266,600	296,500	322,100	370,100	410,800	453,800
	38	241,400	267,300	297,500	323,400	370,900	411,000	
	39	242,200	268,200	298,500	324,700	372,000	411,300	
	40	243,100	269,000	299,500	325,900	373,100	411,600	
	41	243,700	269,800	300,600	326,800	374,100	411,900	
	42	244,300	270,600	301,800	328,000	375,100	412,200	
	43	244,900	271,400	302,900	329,300	376,100	412,500	
	44	245,400	272,200	304,000	330,500	377,000	412,800	
	45	245,900	272,900	305,100	331,600	377,800	413,000	
	46	246,500	273,700	306,200	332,600	378,600	413,300	
	47	247,000	274,500	307,300	333,600	379,500	413,600	
	48	247,400	275,400	308,500	334,500	380,300	413,900	

	49	247,800	276,100	309,600	335,400	380,800	414,100	
	50	248,400	276,900	310,700	336,400	381,600	414,400	
	51	248,900	277,600	311,800	337,400	382,500	414,700	
	52	249,400	278,300	312,900	338,400	383,300	415,000	
	53	249,700	279,000	313,900	338,900	383,700	415,200	
	54	250,000	279,700	314,900	339,800	384,400		
	55	250,300	280,400	315,900	340,500	385,100		
	56	250,600	281,200	317,000	341,400	385,700		
	57	250,900	281,900	318,000	342,100	386,100		
	58	251,200	282,600	319,000	342,400	386,600		
	59	251,500	283,300	320,000	342,900	387,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	60	251,800	283,900	320,900	343,500	387,800		
	61	252,100	284,500	321,800	344,100	388,200		
	62	252,400	285,200	322,600	344,800	388,700		
	63	252,800	285,900	323,300	345,500	389,200		
	64	253,100	286,500	324,000	346,100	389,700		
	65	253,400	287,200	324,600	346,800	390,300		
	66	253,700	287,900	325,300	347,300	390,800		
	67	254,000	288,600	325,900	347,900	391,400		
	68	254,300	289,200	326,600	348,600	392,000		
	69	254,600	289,800	327,200	348,900	392,500		
	70	254,900	290,500	327,400	349,500	393,000		
	71	255,200	291,200	327,900	350,000	393,600		
	72	255,400	291,800	328,400	350,500	394,100		
	73	255,600	292,400	329,000	351,000	394,400		
	74	255,900	292,900	329,500	351,500	394,900		
	75	256,200	293,300	330,000	352,000	395,300		
	76	256,400	293,700	330,400	352,400	395,700		
	77	256,700	294,200	331,000	352,700	396,100		
	78	257,000	294,500	331,500	353,000	396,600		
	79	257,300	294,800	331,900	353,200	397,000		
	80	257,500	295,100	332,400	353,500	397,400		
	81	257,700	295,400	332,900	354,000	397,800		
	82	258,000	295,700	333,300	354,300	398,300		
	83	258,300	296,000	333,500	354,600	398,700		
	84	258,500	296,300	333,800	354,900	399,100		
	85	258,700	296,500	334,200	355,300	399,500		
	86		296,700	334,600	355,600	400,000		
	87		296,900	334,900	355,900	400,400		
	88		297,100	335,200	356,200	400,800		
	89		297,500	335,500	356,600	401,200		
	90		297,700	335,700	356,900			
	91		297,900	336,100	357,200			
	92		298,100	336,400	357,500			
	93		298,500	336,700	357,800			
	94		298,700	337,000	358,200			
	95		298,900	337,300	358,600			
	96		299,200	337,600	359,000			
	97		299,500	337,800	359,600			
	98		299,700	338,100	360,000			
	99		299,900	338,400	360,400			
	100		300,200	338,600	360,800			

	101		300,500	338,800	361,300		
	102		300,700	339,000			
	103		300,900	339,400			
	104		301,200	339,600			
	105		301,500	339,800			
	106			340,200			
	107			340,600			
	108			341,000			
	109			341,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,700	221,500	250,300	264,000	289,800	331,300
							374,300

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	209,100	242,300	284,000	297,600	322,000	365,200
		2	211,000	244,500	284,500	298,200	323,000	366,900
		3	212,900	246,700	285,000	298,800	324,000	368,600
		4	214,600	248,900	285,500	299,300	325,000	370,300
		5	216,300	251,100	286,000	299,800	326,000	372,100
		6	218,200	252,200	286,500	300,400	327,300	374,200
		7	220,000	253,100	287,000	301,000	328,500	376,200
		8	221,700	254,000	287,500	301,500	329,700	378,200
		9	223,400	254,900	288,100	302,000	330,800	379,900
		10	225,400	256,100	288,600	302,600	332,000	382,000
		11	227,400	257,300	289,100	303,300	333,100	384,200
		12	229,300	258,200	289,600	303,800	334,300	386,200
		13	231,200	259,000	290,100	304,300	335,400	388,100
		14	233,200	259,700	290,600	305,000	336,600	389,700
		15	235,200	260,400	291,100	305,700	337,700	391,500
		16	237,200	261,300	291,600	306,400	338,800	393,300
		17	239,300	262,400	292,100	307,100	339,900	395,100
		18	241,300	263,500	292,600	308,000	341,100	396,800
		19	243,400	264,700	293,100	309,000	342,300	398,700
		20	245,400	265,800	293,600	309,900	343,400	400,400
		21	247,300	266,900	294,200	310,700	344,500	402,100
		22	248,600	268,000	294,700	311,600	345,700	403,800
		23	249,800	269,100	295,200	312,500	346,800	405,700
		24	250,900	270,200	295,700	313,400	347,900	407,400
		25	252,000	271,200	296,200	314,200	349,000	409,000
		26	252,900	272,400	296,800	315,200	350,300	410,700
		27	253,800	273,500	297,600	316,100	351,700	412,500
		28	254,700	274,500	298,400	317,000	353,000	414,300
		29	255,600	275,500	299,200	317,800	354,200	415,800
		30	256,400	276,200	300,000	318,900	355,700	417,400
		31	257,100	276,900	300,800	320,000	357,200	418,900
		32	257,800	277,600	301,600	321,100	358,700	420,200
		33	258,600	278,400	302,300	322,300	359,900	421,300
		34	259,400	279,000	303,100	323,400	361,500	422,400
		35	260,200	279,500	303,900	324,500	362,900	423,500
		36	260,900	280,000	304,700	325,600	364,300	424,700
		37	261,700	280,500	305,500	326,700	365,700	426,000
		38	262,600	281,100	306,300	327,900	366,700	427,100
		39	263,500	281,600	307,100	329,000	368,100	428,400
		40	264,300	282,100	307,900	330,200	369,400	429,500
		41	265,100	282,500	308,600	331,000	370,700	430,700
		42	266,000	283,000	309,600	332,100	372,200	431,700
		43	266,800	283,500	310,600	333,200	373,500	432,800
		44	267,600	284,000	311,600	334,200	374,800	433,900
		45	268,400	284,600	312,500	335,200	376,300	434,900
		46	269,200	285,100	313,500	336,200	377,500	435,400
		47	269,900	285,600	314,500	337,200	378,600	436,000
		48	270,500	286,100	315,400	338,200	379,800	436,400

		271,100	286,600	316,300	339,500	380,900	437,000
	50	271,600	287,100	317,300	340,800	381,800	437,500
	51	272,100	287,600	318,300	342,000	382,900	437,900
	52	272,500	288,100	319,400	343,200	383,800	438,400
	53	272,900	288,600	320,200	344,100	384,400	439,000
	54	273,400	289,200	321,200	345,300	385,200	439,400
	55	274,000	289,700	322,200	346,400	386,000	439,700
	56	274,400	290,200	323,100	347,700	386,800	440,000
	57	274,800	290,700	324,000	348,700	387,500	440,400
	58	275,200	291,500	325,000	349,700	388,200	
	59	275,600	292,300	326,000	350,800	388,900	
	60	276,000	293,000	326,900	352,000	389,500	
	61	276,400	293,800	327,900	353,100	390,100	
	62	276,800	294,700	329,100	354,300	390,700	
	63	277,200	295,600	330,300	355,500	391,400	
	64	277,600	296,400	331,500	356,500	392,000	
	65	278,000	297,200	332,200	357,500	392,700	
	66	278,400	298,100	333,300	358,500	393,200	
	67	278,900	298,900	334,400	359,600	393,900	
	68	279,300	299,700	335,300	360,800	394,400	
	69	279,700	300,600	336,400	361,600	394,800	
	70	280,200	301,500	337,100	362,700	395,400	
	71	280,700	302,400	338,300	363,800	395,900	
	72	281,100	303,300	339,400	364,800	396,200	
	73	281,500	304,200	340,500	365,500	396,500	
	74	282,100	305,100	341,700	366,300	397,000	
	75	282,700	306,000	342,800	367,100	397,400	
	76	283,300	306,900	343,900	367,800	397,700	
	77	283,800	307,800	345,000	368,400	398,000	
	78	284,400	308,800	346,100	368,900	398,500	
	79	285,000	309,800	347,100	369,400	399,000	
	80	285,500	310,700	348,200	369,900	399,400	
	81	286,000	311,200	349,200	370,500	399,700	
	82	286,500	312,100	350,200	371,100	400,100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	83	287,000	313,000	351,100	371,600	400,600	
	84	287,500	313,800	352,100	372,100	401,000	
	85	288,000	314,600	353,000	372,500	401,400	
	86	288,600	315,600	353,800	372,900	401,800	
	87	289,100	316,700	354,600	373,500	402,300	
	88	289,600	317,700	355,400	374,000	402,700	
	89	290,100	318,600	356,000	374,300	403,100	
	90	290,600	319,700	356,600	374,800	403,500	
	91	291,100	320,700	357,200	375,200	404,000	
	92	291,600	321,700	357,800	375,500	404,400	
	93	292,100	322,500	358,200	376,100	404,900	
	94	292,700	323,200	358,600	376,600	405,300	
	95	293,300	323,900	359,100	377,100	405,800	
	96	293,900	324,500	359,600	377,600	406,200	
	97	294,500	325,000	360,100	378,200	406,600	
	98	295,100	325,300	360,500	378,700		
	99	295,600	326,000	361,000	379,200		
	100	296,100	326,600	361,400	379,600		

101	296,600	327,000	361,700	380,200	
102	297,100	327,600	362,200	380,700	
103	297,600	328,200	362,600	381,200	
104	298,000	328,700	362,900	381,700	
105	298,400	329,100	363,300	382,400	
106	298,900	329,600	363,800	382,800	
107	299,400	330,100	364,300	383,300	
108	299,700	330,600	364,800	383,800	
109	299,900	331,000	365,300	384,400	
110	300,200	331,400	365,800		
111	300,400	331,700	366,300		
112	300,700	332,000	366,700		
113	301,000	332,300	367,100		
114	301,200	332,700	367,500		
115	301,500	333,000	368,000		
116	301,700	333,300	368,500		
117	302,000	333,500	368,900		
118	302,300	333,800	369,400		
119	302,600	334,100	369,900		
120	303,000	334,300	370,400		
121	303,300	334,500	370,800		
122	303,700	334,800			
123	304,000	335,100			
124	304,300	335,400			
125	304,500	335,600			
126	304,700	335,900			
127	305,000	336,300			
128	305,400	336,500			
129	305,600	336,800			
130	305,900	337,000			
131	306,300	337,400			
132	306,700	337,600			
133	306,900	337,900			
134	307,200	338,300			
135	307,500	338,700			
136	307,800	339,100			
137	308,000	339,400			
138	308,300	339,800			
139	308,600	340,200			
140	308,900	340,600			
141	309,100	340,900			
142	309,500	341,300			
143	309,900	341,600			
144	310,200	342,000			
145	310,400	342,300			
146	310,600	342,700			
147	310,900	343,100			
148	311,300	343,500			
149	311,500	343,800			
150	311,700	344,200			
151	312,000	344,600			
152	312,300	345,000			

	153	312,700	345,300				
	154	312,900					
	155	313,100					
	156	313,400					
	157	313,700					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	334,800

## 別記第5備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

## 別記第6 切替要領

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			

52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70					
79	75	71	71					
80	76	72	72					
81	77	73	73					
82	78	74	74					
83	79	75	75					
84	80	76	76					
85	81	77	77					
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86	86					
95	91	87	87					
96	92	88	88					
97	93	89	89					
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							

107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70			
79	75	71	71			
80	76	72	72			
81	77	73	73			
82	78	74	74			
83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98	94				
103	99	95				
104	100	96				
105	101	97				
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	

53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	

53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9

53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5

53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36

53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40

53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98	94	
103	99	99	95	
104	100	100	96	
105	101	101	97	
106	102	102		
107	103	103		

108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			